

令和元年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会

令和元年9月2日（月）

東京都第二本庁舎 31階 特別会議室22

【新田見契約調整担当部長】 それでは、お時間になりましたので、これより令和元年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は、財務局契約調整担当部長の新田見でございます。本日の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、平成30年度の第2四半期に発注した工事についてご審議をいただきます。委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公平性、透明性の確保にお力添えをいただければと思っておりますので、ぜひともご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料の2枚目のおりでございまして、紹介は割愛させていただきます。

なお、財務局経理部の契約第二課長の飯田は、本日、申しわけございません、欠席をさせていただきます。

なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席をさせていただきます。

次に、定足数のご報告をいたします。当第二監視部会は、現在は4人の委員によって構成されており、審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できないこととなっております。本日は4人の委員、皆様にご出席をいただいておりますので、当部会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、有川部会長にお願いいたしますが、皆様、よろしいでしょうか。

（異議等なし）

【新田見契約調整担当部長】 では、有川部会長、よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 それでは、私のほうで進行を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、まず、本日の議事進行と資料につきまして、事務局のほうからご説明をいただきたいと思っております。

【岡村契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の岡村でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第1号に基づきます定例審議といたしまして、平成30年度の第2四半期に契約した工事についてご審議いただきます。議案は全部で5つでございます。

続きまして、お手元に配付いたしました資料について確認をさせていただきます。本日の資料は、まず次第一式、それから定例審議の議案1から5につきましては、お手元のタブレットに入っております。ページにつきましてはですが、PDF資料の中央下部にあるページ、こちらを使って会議を進めさせていただければと思っております。

次に、紙でご用意しているものがございますが、定例審議対象事案の抽出について、A4横のものでございますが、こちらが1枚、こちらは次第のPDFの最後にも添付してございます。

それから、また、議案1から5、こちらに関する補足資料というのを別紙で机上にご用意しております。このほか机上には東京都契約関係規程集もご用意しておりますので、必要に応じてご参照をいただければと思っております。

資料の不足等はありませんでしょうか。

なお、資料につきましては、本日の委員の皆様限りでございましてこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取り扱いには十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

【新田見契約調整担当部長】 それでは、有川部会長、議事の進行をよろしく願います。

【有川部会長】 それでは、まずこの後審議を予定しております定例審議の事案について、資料の1に沿って説明させていただきます。

平成31年3月29日に開催されました平成30年度第2回の入札監視委員会におきまして、令和元年度の定例審議の対象案件の抽出方針としましては、契約金額が高額な事案、高落札率の事案、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めた事案と決定されました。

これを受けまして、当第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額の事案につきましては、金額が高い順に上位100件の中から抽出すること、高落札率事案につきましては、落札率100%と99%台の案件のうち、それぞれ金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられた事案の中から抽出すること、それから1者入札事案と低入札価格調査を行った事案及び長期継続受注事案につきましては、該当する全案件の中から抽出することとしております。当部会では、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的に審議対象事案を部会長が決定するということとしておりますが、こうして最終的に決定した事案が、この資料1に載っております5つの事案ということになります。

部会長が最終的に決定するに当たりましては、各委員から抽出していただきました、そ

の抽出の理由を見せていただきまして、その抽出理由が具体的かつ非常に重要性の高いものを優先的に選ぶことにしておりますけれども、今回の場合は、複数の委員が同時に選択した案件が多くて、実は今回、最終的に決定しました対象案件の5件全てが、複数の委員が選定された案件であります。そういうことでありますので、実質的に中身についての重要性もあわせて検討しましたが、優先的には、まず複数の委員が選択した案件を選ばせていただきました。

その結果、ここに資料1に出ております5つの案件で、最終的に本日の第二部会の審議をする対象案件として決定させていただいたところであります。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

審議につきましては、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とさせていただきまして、後日、審議の概要と議事録を都財務局のホームページに掲載する予定にしております。このため、恐縮ではありますけれども、取材等の方は、ここでご退席をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(取材関係者退室)

【有川部会長】 それでは、まず議案1の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いしたいと思います。

(建設局職員入室)

【荒山契約調整担当課長】 それでは、契約調整担当課長の荒山でございます。よろしくお願いたします。

議案1の事業所管局でございます建設局の出席者を紹介させていただきます。

【建設局 大野用度課長】 建設局総務部用度課長、大野と申します。本日はよろしくお願いたします。

【建設局 森田工事課長】 第五建設事務所工事課長の森田と申します。よろしくお願いたします。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 道路建設部の橋梁構造専門課長の紅林でございます。よろしくお願いたします。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案1をごらんください。高額事案及び1者入札の事案として抽出された案件でございます。件名は、木根川橋長寿命化工事(その8)でございます。本件は一般競争入札により発注を行ったもので、希望者、応札者、ともに1者で落札率は99.9%となっております。

工事の概要につきましては、次の2ページのとおりとなっております。

ご説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。本件を含めまして、本日審議します各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けまして、議案の提供も受けているところでありますので、早速審議に入りたいと思います。

本事案について質問や意見のある委員は、どうぞご発言ください。お願いします。

【飯塚委員】 それでは、2点ばかり伺いたいと思います。東京にはたくさん川があるわけですが、川があれば橋もあると、橋脚もあるということですので、こういうふうに橋脚を2本ずつでも単位に契約をしていったら、膨大な契約数になるでしょう。

それから、長寿命化ということですが、大体はほぼ同じ年代ぐらいにできたものが多いとすれば、同じような老朽化も進んでいる。そういう中で、要するにたくさんの工事対象の中でどの橋を選ぶのかということについて、東京都がどういう基準でその橋を選んでいるのか、ご説明ください。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 東京都は、平成21年4月に「橋梁の管理に関する中長期計画」を出しました、これは全国で初めてでございます。飯塚委員がおっしゃるように、全部の橋を対象にしていると、財政的にも、また工事的にも追いつきませんので、建設局が管理する道路橋約1,200橋のうち30歳以上で重要な橋、それを約200橋ピックアップしております。

例えば、長さが長い橋、立体交差橋、それから重要路線にかかる橋など、これらについて選んで、それらについて長寿命化していこうと計画しております。

この路線、この橋について言えば、橋長が100メートル以上の長大橋ということでリストアップしております。

【飯塚委員】 この橋ができたのは何年ですか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 昭和43年でございます。

【飯塚委員】 じゃあ今のご説明のような観点、つまり長さとか、重要性とか、立体かどうかみたいな、そういう要件で選んでいく。逆に言うと、個々の橋の固有の状況を見て、これは急がなきゃいけないとか、そういう判断はしないんですか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 その約200橋で、おのおのいつやるかという計画を立てております。それは委員がおっしゃるように、例えば耐震性が劣るとか、古い橋であるとか、そういうものを優先的に進める計画になっております。その約200橋について、約30年かけて、今進めていこうとしております。

【飯塚委員】 この木根川橋の場合は、具体的には老朽化等の観点でいうと、どういう問題があったんですか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 まず、東京都の長寿命化について、ちょっとご説明したいと思うんです。東京都の長寿命化は、非常に重要な橋については、今後100年間の延命化をしようとしています。なぜ100年間かと言いますと、平成14年に設計基準、全国的な橋の設計基準である道路橋示方書というのが改定になりまして、その中で今後100年を目指していきましようというのが明記をされたことを踏まえております。

具体的な方法としては、最新の道路橋示方書、それに合わせてこの橋をもう一度チェックをして、足りないところ、基準不適合になる、最新の設計基準にとって損なうところ、それについては個々にクリアするようにやっていこうと。具体的には、耐震性ですとか、それから耐荷性ですとか、耐腐食性ですとか、その辺を全部クリアするように、計画し、

工事を行っております。

【飯塚委員】 それでは、もう1点。これ、その1からその8まで全部で5つの工事が過去にあったわけですが、それぞれ4つの会社に関係しているという中で、このその8の工事については、1者しか手を挙げてこない。通常であれば、過去に同じ場所で別の橋脚を工事した業者というのは、いろんな点で情報を持っているわけですので、手を挙げてくるのが普通だと思いますが、手を挙げてこなかった。そういう時に、都は、じゃあ指名をしたかという、指名もしてないわけですよ。ですから、手を挙げてきたこの1者と契約をするということになってますが、そのあたり、例えば指名をしなかった理由というのは、何かありますか。

【荒山契約調整担当課長】 すみません、この案件は一般競争入札の案件でございまして、価格帯で適用が決まるものなんですけど、今回総合評価の案件になっています。仮に希望制指名競争入札の場合、価格だけの競争の場合には任意指名を行うこともありますけど、総合評価の場合には、基本的にこちらから任意の指名をするというようなことはしないということで、運用のほうをしているところでございます。

【飯塚委員】 総合評価は指名をしないというのは、何かに書いてあるんですね。

【荒山契約調整担当課長】 そうですね。基準がありまして、それに則ってやっています。

【飯塚委員】 わかりやすく言えば、例えばこの総合評価方式で価格点と技術点、30点ずつですよ。そして、その技術点のほとんどが28点ぐらいだったかな。要するに、大きな会社であれば、大抵はクリアするようなものと言えなくもない。つまり、げたを履かせているなという感じがするんです。現にこのケースも、技術点は計算した後だけれども、28点の中で相当数、点数がついてしまっている。つまり、もっとわかりやすく言えば、技術点が余り結果に影響してこない構成になっている。つまり、価格点ということは、価格の多寡で決まってくる要素が非常に高いんだろうと、私なんかは思っています。

ですから、総合評価であるから、1者しかいなくても指名をしなくていいんだというのは、余り論理的ではない。この現実の運用からしてみると、そう思うんですが。そうはいっても、決め手はありませんので。

総合評価の場合は指名をしないということの理屈は、何なんですか。

【荒山契約調整担当課長】 総合評価の場合は、技術力と、それから価格とでの勝負になりますので、そもそもやっぱり技術力を持っている業者さんが、これは私どものほうでやりたい仕事だというようなことであれば、入札の参加ということで希望されるわけですので、価格だけの勝負というものと、ちょっと性質が違いますから。そういった意味で、希望されてない業者さんに対して、総合評価の案件で、こちらのほうで勝手に指名をするというようなことはそぐわないだろうというようなことで、総合評価に関しては任意での指名を行わないというような取り扱いをしているということだと考えています。

【飯塚委員】 もうちょっとわかりやすく教えていただけませんか。

【有川部会長】 ちょっとよろしいですか。口を挟んで申しわけないんですけど。ちょっと議論の中で、概念が混同されているような気がするんですけど。指名をやらないというのと、指名競争をやらないというのが、何か混同して議論をされているような気がするんですけど。

本件は、資料1にありますように、指名はやっているんですよ、指名競争ではない指名を。そのところが、恐らく委員の疑問があるところじゃないかと思うんです。なぜこの指名が1者しか指名しないのかという、指名競争ではない話。でも荒山さんのほうは、これは指名競争はできないんだというお話で、違うところで議論をしているように感じたんですけど、どうでしょう。

【荒山契約調整担当課長】 まず、本件につきましては、制限付一般競争入札ということで、まず一般競争入札の案件でございます。こちらは予定価格5億円以上9億円未満の建設共同企業体自主結成方式案件。すみません、東京都契約関係規程集の167ページをちょっとご覧いただければと思うんですが、分厚い本です。お手元のこちらのほうに、167ページでございます。こちらのほうに制限付一般競争入札の試行の実施についてということで、平成22年に定めた内容が書いてございます。

それで1番のところですが、記書きのところです。予定価格5億円以上9億円未満のJVの結成の案件、それから(2)で予定価格5億円以上9億円未満の総合評価方式の案件というものを一般競争入札でやりますというふうに定めていまして、本件は、まさにこの(2)に当たりますので、そもそもこの案件は一般競争入札でございます。ですので、まず一般競争入札なんで、任意指名を行わず、まず手を挙げていただきまして、その手を挙げていただいた方が資格があるかどうかの確認を行うと。資格があれば、そのまま制限なしに入札に参加していただくという一般競争入札の案件であるというのが、まず1点でございます。

それから、ちょっとその話とは別として、総合評価の例えばこの価格帯じゃない案件に関しましては、総合評価の案件について任意指名を行わないという理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、価格とそれから技術力の両方でチェックを行うという案件でございます。

それで、希望を出していただいた段階で、総合評価の場合は、技術力に関するいろんな帳票みたいなものを出していただくこととなりますので、なかなか手間がかかると。そういうような状況の中で、自分から手を挙げていただいてない方に対して、こちらから任意の指名を行うというのは、制度の趣旨からしてちょっとそぐわないだろうということで、この価格帯に関わらない総合評価の案件につきましても、基本的には任意指名を行わないというような取り扱いを行っているというところでございます。

【飯塚委員】 じゃあ、私の質問を終わります。

【有川部会長】 ほかの委員、ありますか。ありましたら、よろしくお願ひします。

【小池委員】 今、飯塚委員からのご質問に答える形で、非常に計画的に橋の工事をし

ているというようなご説明ありましたが、今こちらの追加資料で見せていただきますと、その8まで来ていますが、そのうち実際に工事に至った件数が5件であると、この案件はこの不調ということではなくて、その年度内に決まらなくて流れてしまったという……。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 不調でございます。

やはり、あまり橋梁の補強というのは、人気のある工事ではないのかなというような感じがございます。

【小池委員】 でも、先ほどご説明で確かになと思ったのは、やはりこういったこと、先延ばしにできない工事だと考えます。新築工事でももちろんそうなのでしょうけれども、こういった老朽化の対策というのは、先送りにできない対策の工事だと思いますので、それがこのように不調になったりであるとか、一応再発注でやっても工事ができるのか、こういった状況では非常に先行きが都民としては不安だというふうに思うんですけれども、それに対して、そういうこともあって飯塚委員のほうからも、もしも、制度的にできないということでしたけれども、希望制指名入札にできれば、もうちょっと多くの人が、もう少し何か発注もスムーズにいったんではないかというところから、ご意見出されたと思いますけれども。何かこういうふうに、待たはきかない工事であるから、こういう工夫をしているんだというようなことは、何か特別にされていることがあれば、お聞かせいただきたいです。

というのも、やはりこれも3回目でやっと、ということですので、どのような努力をされているのか聞かせていただきたいです。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 入札制度上できることって非常に限られていると思うので、準備期間を十分に確保できるようにできるだけ早く出すとか、そういう工夫はできるだけしているところでございます。

【小池委員】 私もうちょっと不勉強なところがあって、申しわけないのですが。今こちらは総合評価制度のために一般競争入札になっているということですが、じゃあ総合評価制度にしなければ、希望制にできたのではというふうに思うんですが、それは無理な案件なのでしょうか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 今の建設局で発注する場合、やはり技術力、いいものをできなきゃいけない、品質を求めなきゃいけないということもございますので、価格だけではなくて、やはり総合評価でやるのがベターだろうと考えております。

確かに、総合評価にしないと、少し門戸は広がるでしょうけども、実際そんなに高いハードルを、私ども設けているわけではないんです。

先ほど、飯塚委員からもお話があったように、ほとんどの会社がかかなりの技術点を得られるというお話のとおり、それほど高いハードルを設けているわけではないんです。ですから、多分、総合評価でのハードルをなくしたとしても、人気のない工事というのは、やはりなかなか希望というのは出していただけないのかなというふうに思っております。

【小池委員】 先ほど、荒山さんのご説明では、ハードルはもちろん下なんですけど、結構面倒だというようなこともありましたけど、そこを何とかするとかいうことも不可能なんでしょうか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 これは私の目から見てのお話ですけども、業者さんに出していただくものに、それほど面倒なこととか、手続がかかるという総合評価制度ではないと思うんです。そういうことですから、事務の手間が増えるとか、多分そういうことはないと思います。ただ、今工事が非常にたくさん出ておりますので、技術者がいないというのが、多分一番の問題だと思います。この20年ぐらいで業界自体が小さくなり過ぎてしまったのがやはり大きい問題なんじゃないかなと思うんです。

【小池委員】 ありがとうございます。じゃあ最後に1点だけ、この橋の長寿命化、この橋に限らずたくさん並行してされていると思いますけれども、全体としての進捗については、おおむね予定どおりに進んでいるとお考えでしょうか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 東京の橋というと、皆さん、隅田川の橋をすぐ思い浮かべると思うんですが。隅田川の橋は、大体関東大震災で大正末期から昭和の始めぐらいにつくられた橋なんです。それらについては、長寿命化はほぼ終わっております。

それから、今環七の立体交差などを進めて、全体で言うと、進捗率が20%ぐらいだと思います。多分一番ご心配しているのは、耐震性だと思うんですが。その耐震補強については、もう東京都建設局が管理する橋梁については、全て完了しております。

長寿命化というのは、その耐震補強も入っています。例えば、お店で言えば、耐震補強というのは専門店だと思ってください。それから、長寿命化というのはデパートだと思ってください。橋梁の補修とか補強の中にはいろんな項目があります。その中で一番重要な専門店である耐震補強については、すでに完了しております。これは多分全国でもトップを切っていると思います。ですから、その点に関しては、ご安心いただいてもいいかなと思います。

【小池委員】 わかりました。

【有川部会長】 技術者が足りないとか、あるいはオリンピックの工事があるという形で、どうしても競争がなかなか成り立たないような環境に今あるというのは、よくわかるんですけども、それで、あえて何かできるだけ魅力のある工事として受注してもらう工夫というのは、どういうことを今考えられますか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 この工事の場合、川の管理者が国なんです。都が管理する川であると、慣れておりますから、手続も非常に円滑にいくんですが、国の場合、非常にハードルが高いということもあるんです。ですから、その辺の協議をできるだけサポートするぐらいしか工夫はないのかなと思っています。お金的にも、積算基準によって算出方法が決まっていますので、予定価格というのは、非常に泳げるところが少ないんです。だから工夫ができる部分は非常に少ないと思います。

こういう補修工事というのは、この橋ができた時の設計図面を基に計画するんですが、

実際現場に入ると、やっぱり少しずつ違うんです。ですから、現場に入ってからの手戻りとか、手直しというのが非常に出てくる工事なんです。ですから、ただそれをどうにかしたいと思ってしても、やはりなかなかできないことがありますので、協議関係でできるだけサポートしていく。それから、あと工期をできるだけとれるようにする、その程度しか今の段階ではできないのかなと思います。

【有川部会長】 ご苦勞は多いと思いますけれども、やはり傾向的に、当分はこんな感じなんですかね。不調が続いたり、あるいは1者だけしか入ってこないという傾向が続かざるを得ないという感じでしょうか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 あとオリンピックが終わって、どういう流れになるかということもあると思いますけども。私が聞いている話では、もうゼネコンさんなり、それから橋梁メーカー、それらは新しく人を採ってないんです。不況の時代もあったので、人を採ったら、ちょっと人余りになるという話もございます。それから、技術者が取り合いになっているということもあって、なかなか人を増やしていないという状況のようです。ですから、発注量がどうなるかということもあると思いますけども、工事の不調を抜本的に改善されるということは、私はかなり厳しいんじゃないかなというふうに思っておりますけど。東京2020大会が終わってどうなるかというのは、ちょっとわからないと思います。

【有川部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

各委員からいろいろ質問がありましたけど、詳しく知れば知るほど、なかなか悩ましい、難しい世界だなというのを、改めて認識させられました。ただ、このままだと、やっぱりあれですね、不調が続いたり、あるいは1者入札が続いたりということになるんで、今言われたような工夫のほかには何かできないのかというようなことを。内部では、いろいろ検討していただいているんだろーと思いますけど、例えばあれでしょうか、発注情報を早目早目に出すというのも、そんなに有効な手だてにはならないんでしょうか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 今、建設局の場合、新しい年度になる前には、もう既にお知らせしているんです。ですから、それより前になると、3月より前だと、予算が議会の承認を得ていませんから、私どもは裏づけがないんです。ですから、予算が議会を通ったすぐ後に、できるだけ早く出すようにしておりますので、現状よりも早く情報をお知らせするというのも、かなり限界があるのかなというふうに思っております。

よく業界的には、国交省もそうですけど、これからは管理の時代だというふうに言われているんですが。なかなか管理の工事に合うような設計の歩掛などの仕組みというのは、まだできてないかなと思います。

それから、メンテナンスをする専門の業者さんが育っていないというのが、ちょっと現状にもあるのかなと思います。

【有川部会長】 あれですね、国交省がかなり鳴り物入りで、この長寿命化について旗を振っているし、その先達として東京都がこうやって取り組んでおられるんですけども。

このような実際事業をやっていくと、不調が多かったり、1者入札が多かったりというように、何か抜本的な改善というのは、そういう旗を振っているところも、まだちゃんといい案を出してもらえないんですか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 私の聞いている話では、ネクスコにしろ、それから国交省にしろ、こういう橋梁の補修工事とか、河川もそうかもしれないですけど、補修関係の工事というのは、やはり不調が多くて、皆さん苦勞してらっしゃるというのを聞いております。

ネクスコの場合、ちょっと違う入札契約方式を導入していますよね。そういうことによって、その業者さんとネクスコが話し合っ、その合意点を見出していく方法もあると聞いております。しかし、地方自治体でそういうことは多分できないと思いますので、どうにかしなきゃいけないと思っ、やはりなかなか抜本的な解決策がないのかなというのが現状だと思います。

【飯塚委員】 全くの思っつきですけども、工事の単位が橋脚2本ずつというのが小さいんじゃないんですか。これを4本とか5本とか、少しパイを大きくすれば、当然実入りもふえるわけですから、業者からしてみると魅力のある工事になっていくと、そういうことはお考えになりませんか。

【建設局 紅林橋梁構造専門課長】 私どもが持っている橋というのは、ほとんど川にかかっている橋でございます。それで川は河川管理者がいます。河川管理者自身の工事であれば、1年間工事ができます。ところが、私ども道路というのは占用なんです、店子でしかないんです。店子の場合、工事をやれる期間というのが、11月から5月末までと制限をされております。1日でも過ぎたらペナルティーが科されます。ですから、この間に工事ができる、しかもその川幅というのは決まっていますから、みお筋というのは決まっていますから、その1年の間、その1濁水期の間にはできる橋脚の数というのは決まっています。

そういうことを考えると、今回のようなブロック割り、要するに2つぐらいしかできない、それが現状です。もし大ブロックで出すとすると、11月から5月末の期間で完了しないため、11月以降に再開することになります。これにより、6月から10月末までの間は業者の手があいてしまいますから、ますますハードルが高くなってしまいます。そこで監理技術者を、うちが制限をかけてしまうわけですから、ますます業者にとってはハードルが上がってしまうんだと思っ。

これが例えば海の工事ですとか、それから川の管理者の工事だとすると、委員がおっしゃるような選択肢もあるのかもしれないです。

【有川部会長】 なかなか難しい問題をたくさん抱えているんで、あれですね、今すぐ具体的な提案とか意見を述べるのは、なかなか当委員会としても難しいようなので。この後、ほかの局の橋梁の工事とか、希望制の指名競争の話が出てきますので、それらの審議を踏まえながら、もし何か具体的な改善案が見つけられるようでしたら、その時にまた申

上げたいと思いますので。1件目については、これで個別の審議は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 特に具体的なものは何も申し上げられなくて、申しわけないんですけども。ほかの審議の過程でまた何かいい知恵が出てきましたら、その点また上げたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

では、次は港湾局のほうの橋梁工事をお願いしたいと思います。

(建設局職員退室)

(港湾局職員入室)

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案2の事業所管局でございます港湾局の出席者を紹介させていただきます。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 港湾整備部整備調整課長の杉山でございます。よろしくお願ひします。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 東京港建設事務所港湾整備課長の柳井と申します。よろしくお願ひします。

【港湾局 湯地財務課長】 港湾局総務部財務課長の湯地と申します。よろしくお願ひいたします。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案2のほうをごらんください。高額事案及び1者入札の事案として抽出されたもので、件名は、平成30年度あけみ橋耐震補強工事でございます。本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、希望2者、応札1者、落札率は99.5%でございます。工事の概要につきましては、2ページのとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。では、本案件について、各委員の意見や質問がありましたら、よろしくお願ひします。

【飯塚委員】 それでは、伺います。これはP291橋脚と書いてありますが、橋脚は全部で幾つあるんですか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 橋脚は、真ん中の3つが橋脚で、端の2つが橋台と言われるもので、橋脚は3つとなります。

【飯塚委員】 292とか3というのは、これからやるんですか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 そうです。

【飯塚委員】 どうでもいいことだけど、何でその1、その2、その3じゃないんですか。さっきの建設局のやつは、その8までありましたけれど。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 港湾局の件名としては、年度で出しているんです。31年度にやるのが31年度、31年度に2本出す場合は、その1とかその2とかつけるということになっています。

【飯塚委員】 この橋脚は、もともと何年にできた橋なんですか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 このあけみ橋は、平成4年に完成したものです。

【飯塚委員】 先ほど建設局さんにも伺ったんだけど、港湾局の所掌する橋もたくさんあると思います、橋脚もたくさんある。そうすると、この耐震補強をどの順にやっていくとか、プライオリティーをつけなきゃいけない、どういう順番に必要性を判断されていますか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 港湾局でも耐震補強の事業をやっています。優先順位のつけ方としては、緊急輸送道路にかかわるものについては、優先的に早く整備していくという計画を立ててやっているところです。

【飯塚委員】 建設局は、平成27年度までに耐震の工事は終了したという説明がありましたが、港湾局はそうじゃないんですね。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 まだやっております、はい。

【飯塚委員】 どのくらい残っているんですか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 港湾局で管理している橋が、今17橋あります。耐震化の完了をしている橋が10橋です。今、整備中が4橋ございます。今後、整備する予定が3橋です。

【飯塚委員】 ——（非公表部分）—— 監理技術者を配置できないというふうに書いてあるというの也有ります。もう大抵これです。これが本当なのかどうかはわかりませんが、これを裏づける資料をとる必要があるように思うんです。

つまり、 ——（非公表部分）—— 監理技術者の名前を書いてもらって、それでその人がどこかの工事に入っている、その工事名と期間を書いてもらう。そういう表があって、それでなるほど、誰もいないねということであればわかりますけれども。そうでない限り、お経の文句のように監理技術者がいないと言われても、ああそうですかというふうに言っていたら、それは行政も成り立たないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

【荒山契約調整担当課長】 制度としましては、入札を希望される時に、希望申請を出される時に、今お話にあったように、技術者については個人名も出していただいています。私どものほうで、それをコリンズデータとちゃんと照合して、そういう技術者をちゃんと配置される予定ですねというのを確認した上で、一般競争入札であれば資格要件を満たしたということで入札に向かうわけですが、その後、個別の事情がいろいろあると思いますので、各社におきまして。公共工事にかかわらず民間工事等もとる可能性もありますし、そういった中で技術者がそちらのほうにも流れる場合もありますし、ご自身の都合により仕事をしないというような場合もあるでしょうし、その辺はもう個別の事情ですから、そこがもともと予定された技術者が配置されなかったからといって、何らかそこまで追いかけていってペナルティーをかけるとか、なかなかそういうのは難しいのかなというふうに思っております。

【飯塚委員】 契約に至ってないところなんですから、ペナルティーを科すという話ではない。しかし、都に対してこういう文書で理由を述べるのであれば、その裏づけをとったって、おかしくはないでしょう。その裏づけをとることが、安易にこういう決まり文句を書くということから脱却できるんじゃないんですか。今だったら、もう辞退理由なんかとらないのと同じじゃないですか。

【荒山契約調整担当課長】 入札ですので、基本的には、私ども、いかに多くの入札の参加者数を増やすかというところで競争性を確保しようと思ってますから、できる限り手の挙げやすい環境を整えるというのが基本だというふうに思っています。

その中で技術者が配置できなかった場合の理由について、そこを深く突っ込んで確認をしていくというようなことについては、逆に手を挙げづらくなるような環境にもつながるのかなというふうに思います。技術者不足だけにかかわらず、辞退の理由としては、考えている価格が折り合わないですとか、施工の困難性があるとか、いろんな理由があるわけですので、その中で技術者不足のところだけ深く追いかけていって、詳細なところまで確認していくというのは、現実的ではないというふうに思っています。

【飯塚委員】 私の質問を終わります。

【有川部会長】 ほかの委員、よろしいでしょうか。

【小池委員】 それでは、今日いただいたこの補足資料を見ていて、思いついた質問なのですが、こちら一度不調になっていますが、その時は低入で不調なんです。なので、最初は低い価格で出してこられていて、その調査に応じられなかったのも、本当にその価格に妥当性があったのかということわかりませんが、これが今度は実際の落札されたほうでは、一転して落札率も非常に高くなっていますが、こちらの価格、こんなに差があるものなのかというような単純な疑問を持つのですけれども、どのようにそれは分析していらっしゃるのでしょうか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 今回の対象の橋梁には、ゆりかもめの橋桁も載っています。また、工事を実際に行う橋の下には、水上バス等も通っているという状況の中で工事をやらなければいけない。多くの関係者と調整が必要となるということで、高い見積りになったのかなと考えられます。

また、前回発注時に事後公表された予定価格を参考にしつつ、応札可能な入札価格としたのではないかなと考えられると思っています。

【小池委員】 こちらの、この時低入で出された、このオリエンタルさんとか鈴何といったか、その会社とはまた違う会社だったということですか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 オリエンタル白石は、2回目で入札した会社です。

【小池委員】 当初発注は、またこの2者とは違う会社がされたということですか。

【荒山契約調整担当課長】 ちょっと補足させていただきます。補足資料の議案2のほうをごらんいただければと思うんですが、こちらのほうに当初発注と2回目ということ記載してまして、当初発注のほうで1者応札・2者辞退というふうになっています。この

1者応札されたのがオリエンタル白石さんで、これが低入状態にかかって低入のほうを辞退したと。2回目の発注に関しては、1者応札・1者辞退ということで、1者応札のほう
がオリエンタル白石さん、それから1者辞退が、今お話あった鈴木工業さんというような
状況でございます。

【小池委員】 ありがとうございます。そうですね事後に公表しているの、これを参
考にされたというところが大きいのかなとは思いますが、同じ会社でこれだけ違う、同じ
工事でこれだけ違う金額を出してこられるというのは、ちょっとどこに妥当性があるのか
というのが、ちょっと見えにくいかなと思えます。それは先ほどのようなご説明でしょ
うか。その交渉が大変だということに、当初は気づいてなかったんじゃないかと、そう
いうお考えですか。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 先ほど説明したとおりです。

【飯塚委員】 ちょっと今の点に関連して、こういう形で低入の調査が嫌だから、そこ
でやめて、2回目にまた手を挙げるといふふうにしたら、低入札調査価格制度というもの
を形骸化するんじゃないんですかね。誰しも、面倒くさい調査は嫌ですよね。だから、じ
ゃあいいですと流して、2回目に普通の顔して応札していったら、これはもう低入
調査に応じる会社はなくなっちゃうんじゃないんですか。

【荒山契約調整担当課長】 結果的に、今回2回目1者応札だった、1者応札で同じ業
者でございましたので、そういうような見方もできる可能性はありますが。基本的には、
2回目は2回目で、また1からのスタートということで発注いたしますので、入札の参加
者数も何者になるかわかりませんし、そのあたりは入札の結果というところからの今のお
話なのかなというふうには思います。

【有川部会長】 説明あったのかもしれませんが、この1回目の低入調査の対象
になったオリエンタルさんが、調査に対して協力してくれなかったことに対して、指名停
止というのはないんですか。

【荒山契約調整担当課長】 低入に関する辞退に関しては、指名停止等の措置はござい
ません。

【有川部会長】 ないということなんですか。

【荒山契約調整担当課長】 はい。

【有川部会長】 じゃあ再度、公告入札をやったら、もう一回協力しなかった業者も、
飯塚委員が言われたように、何らペナルティーなしに入ってこれるといふことになるん
ですね。

【荒山契約調整担当課長】 制度的には、そういうような内容になっております。

【有川部会長】 そうすると、各委員がやっぱり疑問のあるところなんですけども、低
入調査をやってみて、これで可能だとすれば、7億8,000万円でやれたはずなのが、
再度公告入札で同じ業者が8億6,500万で契約するってどういうことってならないで
しょうか。

そうであれば、この7億8,000万円をちゃんと調査して、やっぱりこのところは実際安過ぎて履行が不確実性だよねというのがあれば、7億8,000万円は検証されたことになるんでしょうけれども。全くこの部分が履行できるのかできないのかわからないまま、同じ業者の高い札を受け入れて、再度公告入札のほうで契約をするとすると、やっぱり都民の税金を何だと思っているんだということになりませんか。7億8,000万でできると言っている業者と8億6,000万で契約するということはどういうことなんだということにならないかな。

【荒山契約調整担当課長】 お話しされているご趣旨は、理解できるんですけども、なかなか入札ということで、制度にのっとってルールどおり行う中で、低入調査に関して、それを辞退している業者さんに対して、それ以上私どものほうで突っ込んで、その中身を確認するというのは、なかなかルール上できないだろうと思っています。

今回、低入調査に関しては、もう辞退しますということですので、その場で失格と。2回目は改めて入札を行って、たまたま今回も同じ業者が手を挙げて、1者だけが応札でありましたけれども、ほかの業者が応札する可能性ももちろんありますし。結果から、そういうふうな捉え方をされる場合もあるかと思えますけれども、入札契約制度を所管する部門として、何かしらの対応を図るというのは、そこは難しいのかなというように思っております。

【有川部会長】 説明を伺うと、それなりに納得せざるを得ない面もあるんですけど。この議案2の補足資料にあるこの1表をもし都民に見せた時に、何なのこれってなりませんかね、どうもやっぱり。

一番妥当なのは、やっぱりこの低入調査に協力してくださいということを積極的に働きかけて、それでも協力してくれなかった人は、再度公告入札には参加できないというような、そういう対応をしないと、こういう不思議な状況が出てきちゃうんじゃないでしょうか。

恐らく、このオリエンタルさんに逃げられちゃうと、この事業自体が、工事自体ができなくなってしまうという、そういうおそれがあったのかなという気がするんですけども。

【港湾局 柳井港湾整備課長】 工事自体は、オリエンタル白石じゃなくてもできる工事の内容となっています。

【有川部会長】 ただ、当初発注も2者が辞退しているし、2回目もオリエンタルさん以外は辞退してますよね。

【荒山契約調整担当課長】 2回目の1者辞退のほうの理由は、こちらは技術者不足ということですので、ちょうどそのタイミングが合わなかったんだろうというふうにも解釈できるかなと思います。

【飯塚委員】 最初に7億8,300万で入れた。都がそれに対して、これは調査の必要があると、低入価格だということで調査しようとして、その調査に応じなかった。もしもこれが調査に応じて、7億8,300万はさすがにまずいよということになって失格に

なったのであれば、それはこの会社が2回目にチャレンジしたって、全然おかしくはない。

—— (非公表部分) —— 結果論だって盛んにおっしゃるけれど、結果論じゃないです、別に2回目オリエンタルがとらなくたって、2回目にオリエンタルが参加すること自体が、低入札価格制度を形骸化するものだと、私は思うんです。

だって、そのやり方が通るんだったら、みんな調査に応じないで、じゃあ流してください、2回目やってくださいになりますよ。

【荒山契約調整担当課長】 低入の辞退をするというような時にも、ほかに応札をしている事業者がいる可能性もあるわけです。そういうふうな何も見えない中で、自分が低入札調査の対象になったところで辞退をしているわけですが、その結果ですね、次点のものが落札決定される可能性も十分ありますので、自分が辞退をすれば、次の入札に完全に流れるなんていうようなことは、その時点で確証されてないわけなので、私は応札の結果なんだろうというふうに考えています。

【有川部会長】 今、この低入調査にひっかかった業者が、全然それに対して協力しなかったと、それは何も手当をしないで再度公告入札に参加させていいかどうかという議論になっているんですけど、ほかの委員から何か意見はありますか。もし何かありましたら。

とにかく、都としては、制度として低入でひっかかって、特に協力しなくても次の再度公告入札にはまた参加できる。予定価格は事後公表なので、自分の札がいかにかに予定価格より低かったかというのがわかった上で入ってこれちゃうという、そういう制度になっているんですが。

少なくともあれだね、この予定価格の事後公表、再度公告のまえにやっちゃまずいということかもしれませんね、これ。

再度公告についての予定価格の1回目のやつの公告の予定価格の公表をどうするかというようなルールはないんですか。

【荒山契約調整担当課長】 1回目の発注が終わりましたら、1回目のその案件が終わった時点で予定価格は事後公表を行うと、そして、そもそも低い価格帯のものについては初めから事前公表を行うというようなことでやっています。

また、これとは別の概念で、1回目の入札の中で、今は入札予定価格より高い応札額で応札した場合に、その日のうちに再度入札ということで2回、3回とやる場合があります。その場合につきましては、最後まで終わるまで予定価格の事後公表というものは行いません。その3度目の応札があって、その場合、もし最後不調になった場合につきましては、その時点で予定価格を事後公表をするというような制度になってございます。

【有川部会長】 いや、今のは通常の入札と、その予定価格の公表の仕方の通常のことだと思うんですけど、ここで今問題になっているのは、低入調査にひっかかったものに対して、その低入調査にひっかかった、その価格が本当に妥当なのかどうかを検証しないまま、予定価格を事後公表しちゃうと、低い価格で入れた業者はもう一回参加した時には、あれ

よりもちょっと高い目か、ぎりぎりのところで入れれば、今度は入るなということはわかる。もともと、それより低い価格で契約できますと言っているわけなので、そのところが発注者が税金を使う発注者として妥当な姿勢なのかなという心配があるんですけども。

【荒山契約調整担当課長】 基本的には、1回発注をかけて不調になりましたというような場合につきましては、2回目、3回目と発注する時に、必ず仕様の見直し等を基本的には行います。それから、労務単価も最新の労務単価に切りかえて発注を行うということで、一応、そこでリセットをして、全く同じ案件ではないという形をとって基本的に発注を行っています。

本件に関しましても、資機材等の供用日数を見直したり、警戒船の配備日数なんかを見直したりというようなことを行って、それから、労務単価も最新の労務単価を活用してということで、一応、毎回予定価格をつくり直してそれで発注していますので、全く同じものが出ているというわけではないということをご理解いただければと思います。

【有川部会長】 今の入札制度では、工事費内訳書を一発の入札書と一緒に添付して提出することになっていると思うんですけど、このオリエンタルさんは当初の時の入札、低入にひっかかった時の入札の工事費内訳書と、それから、2度目のかなり高い金額で落札できた工事費内訳書は、どのぐらいのどういった部分で差があるのかは、ちゃんと検証されているんでしょうかね。

最初の札と2回目の再度公告での札入れ、徐々に高いところからおりてきていますけれども、その辺、内訳書はどういうふうに最初出たのか、そのところを検証してもらえるとありがたいんですが。

【荒山契約調整担当課長】 内訳書に関しましては、直接工事費、それから、一般管理費等々の4種類ですね、その内訳書を入札の時に出示いただいています。その内訳書の確認をとっています。

それを、1回目の入札と2回目の入札と比較するという事は、基本的には通常していないというふうに思いますので。

【有川部会長】 すみません、2回目の入札の中のこの1回目、2回目、3回目の差ではなくて、低入札でひっかかった金額で7億8,300万円の工事内訳と、その2回目の時の再度公告入札のほうの8億8,000万の工事費内訳書、何がこれだけ差が出たのか。

事後公表した予定価格に非常に近い価格で再度公告した時入れてきましたよね。その辺のところは担当しているところでは検証していないんですかね。

【荒山契約調整担当課長】 基本的に先ほど申し上げましたように、当初発注と2回目とで仕様等を見直して、それから、リニューアルをして発注をかけているということですので、その当初の発注と2回目の内訳書の中身を、今回はたまたま同じ業者が応札という形になりましたけれども、基本的には別案件というふうな位置づけですので、そこの整合性、内容を再確認するというような作業は、基本的には行っていないということでございます。

【有川部会長】 いや、くどくて申しわけないんですけど、契約制度の技術的などというか、専門的な説明になると、なかなか責めにくいというか、問題意識が出てなくなるかもしれないんですけど、単純にこの表で考えさせていただくと、予定価格はそんなに変わっていないんですよ、今おっしゃられたように。再度公告入札なので微妙に見直してはいるということなんですけれども、しかし、予定価格自体、それほど大きく変わってはいないので、最初の低入でひっかかった業者の立場にしてみれば、予定価格とどれだけ乖離があったのかというのは恐らくわからないまま、低入調査の対象になるとやはり膨大なエネルギーを求められるので、恐らく、低入調査に対しては協力できないというふうになったんだと思うんですけども、その後、予定価格が事後公表でわかります。再度公告なので、予定価格はもちろんそれなりに調整はしたんだろうと思うんですけども、こうやって3回刻みながら、予定価格のところの下のところをおろしてくるわけなので、オリエンタルさんの立場とすれば、大体予定価格を推察しながら札をおろしているんだろうと思うんですよ。

水かけ論になっちゃうかもしれないんですけども、少なくともこの低入調査のやり方が発端として議論になったのは、低入調査のやり方がこういうやり方でいいのかどうか、それに協力しなかった業者に対して、こうやって予定価格を事後公表した上で、さらに次の再度公告に参加することができるようになってきているのはいいのかどうかということ、もうちょっと検討していただきたいんですけども。

ちょっと、すみません、ほかの委員の意見を聞かないと、ちょっと当部会として今のようなことで検討してもらっていいのかどうか、どうでしょうか、ほかの委員の方は。

【小池委員】 有川先生のお考えに賛同いたします。

【有川部会長】 よろしいでしょうか。

飯塚委員が発端言われたので、飯塚委員もそういったところに疑問をもたれているというふうに理解したんですけど、よろしいでしょうか。

【飯塚委員】 ええ。全く有川委員と同じなんですけど、私は低入調査価格制度というものを今後も維持していくのであれば、このパターンは消していかなきゃいけない。で、そうだとすると、このオリエンタル何とかのこのケースが、本当に極めてまれなものなのか、それとも、実はこれに類するパターンが幾つもあるのか、できたらそこを見てもらいたいですね。

つまり、低入調査に協力しないということで失格になった業者が、2回目に参加しているケースがどのくらいあるのかと、それをお調べいただきたい。

それが全くなくて、このオリエンタル白石しかないのであれば、それはこのケースがたまたまレアケースなんだろうし、いや、これに類するものがほかにも幾つもあるということだったら、やはり制度の問題として考えていかなきゃいけないという気がするんですけど、どうですかね。

【有川部会長】 まずは、ほかにもこういった事例がないかどうかの検証ということで

すね。はい、わかりました。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

【片桐委員】 同じです。

【有川部会長】 わかりました。今、部会の各委員の意見を取りまとめさせていただきますと、本件がレアケースなのか、ほかにも同じような事態があるのかどうかということ、を少し事例を調べていただきまして、やはり、ほかにもこういう事案が見受けられるようでしたら、低入調査のあり方と、こういったケースに対して予定価格を事後に公表するかどうか、あるいは、どういったタイミングで公表するか、それから、低入調査に協力しなかった業者に対してどう対応するかというのを、少し検討していただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか、こういう考え方で。

じゃあ、2件目の案につきましては、かなり案の、本件だけの話ではないんですけれども、ほかにも広がりがある、その調査の結果に基づく検討をお願ひしたいということで終わりたいと思ひます。長時間、どうもありがとうございました。

(港湾局の担当者入れかえ)

【有川部会長】 それでは、3番目の案件に入りたいと思ひます。同じく、港湾局の今度は河川工事です。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、議案3でございます。

高額事案及び1者入札の事案として抽出されたもので、件名は、「平成30年度新海面処分場Dブロック東側護岸地盤改良工事(その2)」です。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望1者、指名10者、応札1者で、落札率は99.2%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目のおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、各委員から質問、意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【小池委員】 質問させていただきます。

希望制指名競争入札ということで、10者指名があったのに応札者が1者であったということが、非常に残念な結果なわけですが、この場合に指名をもともと希望してきたところに加えて9者こちらから指名しているわけですが、その9者の選定が妥当であったのかということが、やはり工事ができる業者であり、手を挙げてくれそうな業者ということで普通は選定すると思うのですが、その選定が妥当であったのかというところが、やはり非常に重要なと思うのですが、今、こちらの追加資料でいただいた議案の3で同じようなというか、同じ場所のということですかね、工事をされている会社リストと、こちらの実際に示された者のリストに比べますと、共通している会社は非常に少ないのですが、これはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 ご質問のあった任意指名でございますけれども、

都内に本店のある事業者の方を優先しまして、あと、その個々の希望状況等を考慮して任意指名等を行っているという認識でございます。

今、ご指摘のとおり、入っている業者、入っていない業者があるんですけども、こちらについては、この参加条件を鑑みまして、今回はその9者を入れたということでございます。

【小池委員】 そうですね。まあ、そうなんだろうと思うのですが、実際にこの今まで引き受けているこの議案、追加資料の中に名前がある会社で任意で指名されている会社がこの東亜建設工業のみですか。というのは、そんなに今回の工事が特別であったというようなことなんでしょうか。

【松永契約第一課長】 契約第一課長の松永と申します。

ちょっと繰り返になってしまうかもしれませんが、基本的に任意指名をする場合は、まず、入札参加資格にあるその処理船を所有もしくは保有している会社、この場合だと33者あるんですけども、その中から、もともと希望されているところを外して、残りの9者を決めていくという話になります。

その9者に当たっては、類似の工事を落札した直後だとか、実際に今やっているところを外したうえで、東京都の中に本店のある業者をまず優先して指名していくこととなります。それでもまだ足りない場合は、他県に本店のある業者さんで、直近で工事を請けてないようなところにもリストに加わっていただき、希望業者も含めて全体で10者を整えて、その上で入札をするというような流れになってございます。

なので、1つは先ほど33者と申しましたけれども、その処理船を持っているというところで、まず制限がかかってきて、あと、他の似たような工事をやっているというような条件に該当する者を外していくと、この追加資料にあったような業者さんが並んでいるようなリストになっていますけれども、このようになっていくと考えております。

【小池委員】 逆にここに載っているような、この例えば30年、29年に載っているような会社さんだと、その船が出払っているんじゃないかということで、あえて、指名していないというふうに理解すればいいんですか。

【松永契約第一課長】 そうですね。条件の中に例えば落札直後のものだとか、そういうものは今回は任意指名の対象にしませんという形で出ていますので、まさに、委員おっしゃったように、船が出払っているとか、そういう事情もあって、そういうような条件をつけているんだと思います。

【飯塚委員】 ちょっと今のご説明が妥当なのかなと思うんですがね。

というのは、例えば、鹿島建設。鹿島建設は平成27年に発注していますよね、で、落札している。追加資料の4ページです。

この鹿島建設の平成27年の工事というのは、工事の終了はいつなんですか。みんなその年度内ですか。

【港湾局 市原理立整備課長】 すみません、少々お待ちください。同じ年度内ではご

ございません。その後の年度になりますけれども、また、工事も債務工事でありますもので、当該年度ではありません。

すみません、大変恐れ入りますが、もう一度、ご質問をお願いできませんでしょうか。申しわけありません。

【飯塚委員】 この4ページの中ほどに、平成27年度、地盤改良工事、鹿島建設とありますよね。これの工期を教えてください。

【港湾局 市原埋立整備課長】 申しわけありません。本日手持ちの資料ではすぐに確認はできませんが、27年度は単年度工事でございます。

【飯塚委員】 だとしたら、この鹿島建設は、この任意指名にしてもおかしくないんじゃないんですか。

【荒山契約調整担当課長】 すみません、ちょっと補足させていただきますと、指名をする時、私どもも指名委員会のほうに入りますけれども、先ほど申し上げたように、契約第一課長からお話があったように、地元の業者さんですとか、そういったいろんな要素の中から選びますけれども、先ほど言った落札直後というものにつきましては、基本的に多くの事業者に入札に参加していただくことを考え、受注機会の確保を図るということが大きな目的ですので、この先ほどお話のあった工事、この前の工事の時に使っている船があるかないかとか、そういった事情まで全部考慮するというのはなかなか厳しいものがありますので、実際上は落札直後のものを入札しないという理屈につきましては、基本的にとった業者さんが、すぐ直後にまた違う仕事をとるということのできるだけないように、いろんな多くの業者さんに入札に参加していただくということを趣旨として取り入れている条件というふうに考えています。

【飯塚委員】 東亜建設というところも27年の工事で、多分、27年度中に終わっているんでしょう。東亜建設を任意指名にしておいて、鹿島建設を任意指名してないのは何ですか。

【松永契約第一課長】 先ほどの補足をさせていただきますと、任意選定をする場合には、業者さんの他案件に今希望してますよとか、他案件に今指名されてますよという者には、指名の中から外れていただくというのが一般的な指名のルールですので、ちょっと正確に申し上げられないのは大変恐縮なんですけれども、その時に任意選定をするに当たって、先ほどの例えば鹿島さんについては、その段階で他案件を希望中だったとか、指名中だったとか、そういった理由があって外しているのかなと思います。

東亜さんは逆にほかの案件がないので、こちらのほうも指名をさせていただいて、結果、落札をされたということもちょっと考えられるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

【港湾局 市原埋立整備課長】 すみません、先ほどご質問いただきました鹿島建設の工期がわかりましたので、この場でお答えさせていただきます。

27年度の鹿島建設の工期につきましては、年度末の平成28年3月11日までとなっ

ておりました。

【小池委員】 先ほどのご説明で、大きな企業ほどほかでそういった入札なりをしている可能性が大きいということですから、こちらに出ているような企業も非常に大きな会社ですので、ほかでそういった入札絡みの対象になっているので外したというようなことかなというふうに理解しました。

それで、改めてですけれども、今こちらで任意指名されている五洋、五洋はごめんなさい、こちらは希望でしたね。東亜さん以下の9者ですけれども、東亜建設については、こちらのDブロックでの実績があるということなのですが、この工事、別にDブロックじゃなくても、違うブロックでも同じような工事をされているのかなと思うので、その点、Dブロックじゃなくてもよいのですが、戸田建設以下の8者というのは、この種の工事を既に受注した経験があるということから指名されているのか、お聞かせください。

【松永契約第一課長】 先ほど申しました、その33者の船を保有、もしくは所有というのが大きな1つの条件ですので、ここに挙がっている企業さんは皆さん持っているというところだと思います。

この案件につきましては、都内に本店があるというところからまず優先的に指名をさせていただいて、この当時、やはり他案件を指名されているものですか、そういったものがございました。

あと、この場合は、例のリニア談合で、リニア談合の時期とちょっと重なっている時期がありまして、大成ですとか、鹿島、清水といったところが指名停止になっていたというような事情もあったので、この案件につきましては、そういった大きなところもちょっと外れているといった事情がございます。

あとは、落札直後のものですか、そういったものを外して行って、最終的には先ほど申しました9者を任意指名したというものでございます。

以上です。

【有川部会長】 関連して聞きたいんですけども、任意指名の場合のその希望者が1者しかない、五洋さんしか希望しないというのは、どうしてそうなんだというふうに分析してますでしょうか。

つまり、これだけ履行実績のある業者がずらっと並んでいるのに、五洋さんだけしか希望しないというのは、どういう理由なんですかね。

【松永契約第一課長】 ちょっと契約の我々では、ちょっとそういった希望しないというのは、ちょっと分析までは行っておりませんので、五洋さんが希望されたという事実しか我々のほうでは持ち合わせてございません。

【有川部会長】 もし、そういった分析が簡単にできないというんだったら、少なくとも、この議案3に、補足資料の議案3に出ているような、同一のこのDブロックでのこれまでの発注状況について、資料1にあるような、この希望者数と指名者業者数と応札者数の3つの分布がもし示していただければ、ほとんど同じような傾向が示されたら、やっぱ

り業界である程度、地域割りしているんじゃないかということが見えてくるんじゃないかと思うんですけども。

どう考えても、これだけみんな実績がある、かなりの船を持っている業者たちが1者しか希望してこないということがよくわからないんですけども、それは全体的にDブロックの中で、あるいは、それ以外のブロックでも同じ傾向が見られるんじゃないかという、そういう心配は持たないんですかね。分析ができないというんですけど、少なくともこれと同じような表をつくってみれば、どうも、このブロックの工事は同じような傾向が見られると、すぐわかるんじゃないでしょうか。その辺、どうですかね、分析したことはないですかね。

1、10、1という極端な数値の分布でないとしても、ほかのこのDブロックの中でも過去の工事について、同じように希望者は少なく、任意指名したところはどこも辞退して手を挙げてこないという傾向が見られるとすれば、やっぱり33者が船を持っていても、工事についてはそれぞれのブロックで、ブロックの中のブロックで分担割しているというふうに見えてくるんですけども、そういった心配はないでしょうかね。

本当に素人の感じなんですけど、少なくとも先ほど1者だけが手を挙げて希望して、残り任意指名したところが一斉に辞退しているという、そういう心配が出てくるので、そういうことはないという裏取りのためにも、きちっとそのところは検証してもらいたいですけれども。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 すみません、発注局としてですけども、今回の地盤改良工事ですけども、海底面から30メートル超で大変深いところで地盤改良をすることで、ちょっと高度な施工管理とか技術力というのが、まず必要な事業ではございます。

ただ、発注条件としては、今は33者どこでもできる形ではあるんですけども、比較的事業としては東京港の外洋で行う事業ということもございますので、その配置の技術者とか、採算性とかですね、そういうものを慎重に考慮して、業者としては手を挙げている状況だとは、こちらとしても把握しているところでございます。

今回、1者だということだったんですけども、こちらにつきましても、配置技術者がそこまでベテランの配置技術者が予定できないとか、あとは、その採算性等、東京港でやる厳しい事業ということで、そういうところを慎重に検討しまして、1者ということになったのではないかというふうに判断しているところでございます。

【有川部会長】 過去のその状況について、どこまで検証するか、どれだけ現場の方が危機意識をもってもらったかによるんですけども、やっぱり最低限、この任意指名をやっている、最初に希望した者以外、札を入れてこないということになると、結果的には、任意指名のところが大変難しいというところがあるとすれば、やっぱり最初の希望者がなぜ1者なのかというところを、1者入札と同じ理屈になるんですけど、なぜ、このブロックの工事が1者しか希望してこないのかということ、きちん検証しないとイケないん

じゃないんでしょうかね。なぜ、このブロックの今回の工事について、五洋さんだけが手を挙げてきているのか、希望しているのかということ、きちんと検証していただければと思うんですけど。

少なくとも、これまでこのDブロックをやってきた業者にヒアリングはしてないんですかね。

【港湾局 杉山整備調整担当課長】 すみません、ちょっと補足をさせていただきますと、応札状況でございますけども、これまでも1者から3者程度の応札ということもございますし、今回の受注者は今回は1者ということになってございましたけども、これまでの経緯を見ますと、複数者で応札ということも行っております。

ただ、ご説明の中で、大変厳しい施工条件ということで、結構、ベテランの配置技術者をここに配置するという、あとは、その適切な施工体制を築くというのが厳しい施工条件になっておりますので、今回はそこを鑑みまして、この業者しか手を挙げなかったのではないかなというように考えているところでございます。

【小池委員】 工事を請け負うことになった会社ですね、五洋建設のこの監理技術者の方、生年月日は平成2年なので、さほどベテランにも感じないのですが、先ほど、ベテランの監理技術者を配置するのが非常に難しいというふうにおっしゃいましたが、そこまで大物なのかなとちょっと疑問を感じますね。

【港湾局 市原理立整備課長】 現場監督部署でございます。年齢によって経験というのがどのように推察されるかわかりませんが、監理技術者の場合には資格等をもって、会社としても当然バックアップをやってまいります。

また、この作業船につきましても、作業船の乗組員等がその作業船については専門性を生かして運転をしておりますので、所要の品質のものができるというふうに判断をしております。

【小池委員】 そうですね、おっしゃることはわかるんですけども、ちょっと今ご説明いただいて、私はちょっといろんな案件を見ているもので、技術者の不足のためにちょっと無理ですというような会社が、辞退する会社が結構ほかにも、ほかの件でもありますので、そうなんだろうなとは感じているんですが、この若い技術者が育っていないというふうに理解すればいいのか、ちょっとそのあたりが難しいので、状況がどうなのかなということでお聞きしました。

【有川部会長】 ほかにありましたら、お願いします。

【片桐委員】 先ほど、鹿島建設の工期のことで、3月11日までということだったんですが、この案件も3月22日までというような形で、やっぱり、かなり3月までの工期というのが多いんじゃないかなというような印象を持っています。

もし、こういうのを少しずらすというようなことが可能であれば、恐らく、これ長期的な計画に基づいてやっていらっしゃるので、もし、そういうことができれば、少し入札の機会がふえるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【港湾局 市原埋立整備課長】 工事部署でございます。

3月末の工期といいますのは、行政一般に多くございまして、そういったものが集中すると、その入札ですとか、工事ですとか、また、その品質にも影響を与えるので、1年を通じて平準化をしましょうという大きな動きがございます。そういったことを検討していくということもありますので、この工事において今後こうしていきますというのは、この場所では申し上げられませんが、そのような視点を持って、今後、発注部署として取り組んでまいりたいと思います。

【有川部会長】 それでは、いろいろ意見が出ましたけど、時間の関係もあるので、ちょっとこの案件についての当部会としての意見を、ちょっと私のほうで案を出させていただきますけど、もし、ほかの委員から修正とか、あるいは補正がありましたら、お願いをしたいと思います。

一番大きな議論は、やっぱりこの補足資料じゃないか、当初の希望者が1者しかなくて、任意指名が9者あったけれども、どの者も札入れの時にみんな辞退するという、こういう事態についてどう改善すべきか、あるいは、どう考えるべきかということが問題になっているようなんですけども、先ほど来の議論を若干繰り返すようで恐縮なんですけれども、やはり、希望制指名入札の場合は、最初の希望者が1人とか、あるいは、それに近い少数の場合は、ほとんど1者入札と同じような問題が出てくるので、その希望者がなぜ1者なのか、あるいは、なぜ、ほとんど1者に近い少数者なのかということの原因分析を、1者入札の分析と同じようにきちんとやっていただいて、工事の内容によって希望者ができるだけふえる工夫をしていただきたい。

その工夫の仕方としては、先ほど来、最後に議論がありましたような、その履行期間とか、あるいは、発注スケジュールの見直しとか、そういったものは1つあるんだろうと思いますけれども、少なくとも、とにかく希望者がなぜ限定的になるのかという分析をきちんとしていただきたいのと、仮にそここのところがなかなか難しいとしても、指名の仕方、つまり、任意の指名の仕方がより競争性が確保できるような任意指名ができれば、恐らく希望者が少なくとも本当の競争が行われるんだろうと思いますけれども、外から見ていて、この任意指名がどういうふうな基準で、どういうふうに行われているか、ルールはあるというお話なんですけれども、本当に結果を見ると、その任意指名された者がみんな辞退するという状況になると、やっぱり任意指名が本当に適切に行われているのかどうかということが心配になってきますので、任意指名が適切に行われているということが、外に説明できるように検証をしていただきたいというふうに思うんですけども、どうでしょうか、今のようなまとめ方で。

要は、つまり、希望者が限定的な場合の原因分析と、それに加える任意指名者に対して適切な運用をしていただきたいということ、それについてきちっと検証されているかどうか、今回の事案を契機として、この希望制指名競争についてのそういった見直しをしていただきたいというふうをお願いしたいと思うんですけど、ほかに追加する意見とかが

ありましたら。よろしいでしょうか、今のまとめで。

じゃあ、3番目の案件につきましては、今のような希望制指名競争についての改善をお願いするということをお願いしたいと思います。

では、4番目の案に入りたいと思います。今度は下水道局です。

ちょっと時間押していて申しわけないんですけど、それでは、25分まででよろしいでしょうかね。25分再開ということで。

(港湾局職員退室)

(休憩)

(下水道局職員入室)

【有川部会長】 大変お待たせしました。それでは、4番目の案件、よろしくお願ひします。下水道局でよろしいんですね。

【武田電子調達担当課長】 電子調達担当課長の武田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案4の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【下水道局 浦崎契約課長】 下水道局契約課長の浦崎でございます。よろしくお願ひいたします。

【下水道局 川村施設保全課長】 施設保全課長の川村でございます。よろしくお願ひします。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 砂町水再生センター長の川田でございます。よろしくお願ひします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案4をごらんください。

同一事業者による長期継続受注事案として抽出されたもので、件名は「東部スラッジプラント汚泥焼却設備3号補修工事」でございます。

本件は、特命随意契約により契約を行ったものでございます。

工事の概要につきましては、2ページ目のおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、各委員、質問、意見がありましたらお願ひいたします。

【飯塚委員】 随契理由に書いてあります、今回補修するキャストブルは重要なものであって、製造会社固有の技術と高度な知識が必要だという、まず、このキャストブルとは何か説明してください。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 炉の中の耐火材です。

【飯塚委員】 炉の中の耐火材。それは、例えばこのキャストブルというものの市場があると思うんですけども、三菱重工は何%ぐらいシェアを持っているんですか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 シェアに関しては、すみません、こちらの資料がちょっとございません。

【飯塚委員】 いや、だけど……。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 失礼しました。キャストブル自体が J I S 規格ということです。

【飯塚委員】 だから、J I S になっているようなものなのであれば、別に三菱重工しかつけれないということもないわけなんだから、当然、そのキャストブルなるもののマーケットというものがあって、三菱重工がそのうち何%を占めている。だから、他をもってかえられないんだという説明がないといけないんじゃないですか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 炉の形状が不定形でございまして、キャストブル自体その不定形な形状に合わせて施工する形になっています。その辺で技術的な独自性が出てくる。

【飯塚委員】 だから、それが、しかし、形に合わせて成型するというのは常にあることですからね、物をつくる場合はね。逆にそれはないわけではないので、その成型しなきゃいけないから三菱重工だという説明は通らないですよ。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 この場合はキャストブル等で整理していますので、汚泥焼却設備の重要部品というのは、キャストブルも製造メーカー固有の技術がございまして、ほかの部品についても指し示しているというふうに考えています。

【飯塚委員】 その等のほうの話をする時間は今日はないですから、キャストブルを挙げているのであれば、キャストブルについて、三菱重工以外は物もつけれない、加工もできないということをきちんと説明してください。それを皆さんはどうやって検証したんですか。

【下水道局 川村施設保全課長】 補足いたします。

ここではキャストブルというふうに書いてあるんですが、炉によっては、これがレンガのような形状であったり、メーカーの提供する炉によって変わっております。

この三菱重工の炉はやはり三菱重工さんの耐火方法ということで、キャストブルを使って三菱重工さんが補修しないと、中の形状を元通りに復元できないということで、材料としてキャストブル等と書いてありますけれど、どちらかというと、その修復技術というのですか、そちらが三菱重工さんしか持たないという点が特命随契の主な理由となっております。

【飯塚委員】 修復ってどういう意味ですか。

【下水道局 川村施設保全課長】 補修ですね。やはり、かなり高温で炉の中で汚泥を燃やしますので、耐火材が劣化してクラックが入ったり、剥がれたりしてまいります。そういったところを補修して機能を保つというために、三菱重工さんをお願いをするしかないという形になっております。

【飯塚委員】 そういう修復は、当然その熱い炉の中なんですから必要になってくるでしょうけれども、その修復の技術を三菱重工しか持っていないということは、どうやって皆さんは検証したんですか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 これは完成の時点で判断できると思いますけれども、設置して調整して、システム全体で機能が発揮したというところを確認した時点で、キャストブル自体がしっかり施工できたという形で確認ができます。その辺を勘案して、今回は随契をとという判断をしているというふうに考えています。

【飯塚委員】 全くわからない。もう一度説明してください。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 取りつけた部品を最後まで完成させた時点で、最後に性能試験を行います。性能試験を行った時点で、キャストブルも含めて全体で1つ設備として性能が発揮できているか、ここで担保ができる。

【飯塚委員】 だから、全体で性能が発揮できていなかったら、これはどうしようもないじゃないですか。全体で性能を発揮できるようにしても、それが三菱重工以外はその性能を発揮するに至らないんだということの検証をどうやってされたんですかと聞いている。

【下水道局 川村施設保全課長】 やはり、今、三菱重工の炉の中の形状は、三菱重工しかその技術、知り得ない技術でできておりますので、その形状ですとか、その燃焼の炉の中の燃焼技術ですとか、そういったものは三菱重工が開発したものでございます。それに合わせてキャストブルを補修したりすることになりますので、三菱重工しかこれを補修することはできないということで、三菱重工さんをお願いしていることになります。

それを我々がどうやって確認しているかというところなんですけど、その確認しているというのは、先ほど川田のほうからありましたように、総合的にちゃんと燃焼ができているということをもって我々は確認しているという形になると思います。

【飯塚委員】 じゃあ、観点を変えて聞きましょうか。

下水道局は、ほかにもこのキャストブルなるものはいろんなところに持っていると思いますが、そこで三菱重工以外の業者はどういう会社が入っていますか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 焼却炉のことを指し示していらっしやいますでしょうか。

【飯塚委員】 はい。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 三菱重工以外の受注者メーカーですと、月島機械、メタウォーター、あと、三機工業等が挙げられます。

【飯塚委員】 メタウォーターとか、月島機械とか、三機工業というのはしょっちゅう出てくる業者ですよ。皆さんともいろんなところがかかわりが深いところ。

で、そういうメタウォーターや月島機械に対して、この三菱重工の炉に対するキャストブル等の設置、施工ができるかどうかというのは問いかけていますか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 見積り段階で各社のほうにお声がけしていますので、その辺は確保できていると考えています。

【飯塚委員】 じゃあ、見積りを取っているということですか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 そうですね。取っています。

【飯塚委員】 それで、その見積りが、メタウォーターなんかは三菱重工よりもみんな

高かったということですか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 見積り自体は自社製品相当での見積りが困難な場合は、商品仕入れ価格としての提出も許容しているものでございますので、その辺も加味しながら査定のほうをしています。

【飯塚委員】 ですから、三菱重工よりもみんな割高だったということですか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 そうですね。最低金額を選出しています。

【飯塚委員】 そうだとしたら、特命随契に一々する必要もなくて、普通の競争契約に何でしないんですか。

【下水道局 川村施設保全課長】 今、見積りの話が出ましたが、見積りはあくまでも自社製品であれば、そのところを補修するのに幾らかかるかというふうな形で見積りを協力依頼出しております。

そちらは価格を出すための見積りでございまして、実際の補修となりますと、やっぱり固有の技術を持っている三菱重工さんでないと、こちらのほうは補修工事は行えないというふうには我々のほうは随契を出しております。

【片桐委員】 じゃあ、ちょっといいですか、教えていただいても。

このような焼却設備で、本体と補修工事、全く違う業者、親子関係もない、関係のない業者がやられたというような過去の実績とかはありますでしょうか。

【下水道局 川村施設保全課長】 それはございません。

【片桐委員】 実質的にできない。

【下水道局 川村施設保全課長】 はい。やはり、焼却設備はかなり大きなシステムで、いろいろな設備が連動して動くものですから、その性能を保証するために、焼却炉の製造設置会社のほうに毎年特命随契で補修工事を依頼しているところです。

【片桐委員】 設計図があったとしてもできないというのが実情なんですか。

【下水道局 川村施設保全課長】 はい。設計図そのものも設計会社の技術でありますし、いろいろなシステムが連動して動くという制御技術ですとか、燃焼技術ですとか、そういった総合技術的にその会社でしか行うことはできないということで、特命随契で行っております。

【片桐委員】 そうしますと、実態から考えてみますと、本体を取得する時には、もう、その補修ということも、その関連の業者、設計図を共有できている業者じゃないと実質的にできないという、そういうことになりますでしょうか。

【下水道局 川村施設保全課長】 はい、おっしゃるとおりでございます。

【片桐委員】 そうしますと、恐らく本体を取得する時は本体のみでの入札をとっていらっしゃると思うんですけど、その後のこういった補修というのも、実態としてはもう絶対発生せざるを得ないものなので、そのあたりを当初の本体の取得の時に勘案するような、そういう仕組みはありますか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 直接的な回答にはならないかもしれませんが

けれども、メーカーの長期工事計画の提案を取得の際に受けています。これをもとに当局で改良補修工事の計画というのを作成しております。

あわせて、焼却能力が同程度のほかのメーカーの焼却炉と、改良補修計画とか、工事実績であるとか、そういった点を照らし合わせて、大きな差異がないかという妥当性を検証しながら判断しているような形にはなっています。

【片桐委員】 そうしますと、本体の入札の時に、将来かかるコストに関しても、評価点みたいな形で加味されていると思ってもいいのでしょうか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 今、発言したのは、取得した後の話になります。入札時点ではそういった話は勘案されていないと。

【下水道局 川村施設保全課長】 つけ加えますと、やはりこの設備25年ぐらい大体耐用年数として使うものですから、25年間の運用方法も違いますし、そういった補修費がどのぐらい出るかということ、当初発注時に考慮することというのは非常に難しいということでございますので、先ほど川田が言ったように、計画的に我々のほうで計画を立てて、そして運用に合わせて補修を毎年毎年見直ししながら出しているという形になります。

【片桐委員】 一般的な話でちょっと話ずれちゃうかもしれないんですけど、エレベーターなんかは民間なんかだと本体はもう大赤字で売るわけですよ。その後の補修費でペイしていくというような、そういったビジネスモデルがある中で、こういったものも総合的にコストをある程度見てもらえるといいなというふうに思うんですが、なかなかそのあたりは入札の中で加味するということは難しいのでしょうか。

【下水道局 川村施設保全課長】 入札の時にそこまで加味するのは実態問題として難しい。

【片桐委員】 それはなぜでしょうか。

【下水道局 川村施設保全課長】 やはり先ほどの繰り返しになってしまいますが、やはり、供用年数25年の中でいろいろな変動がございます。その中でどのぐらい補修がかかるかというのは、それぞれ異なりますので、それを見越してメーカーさんに出してもらうんですとか、そういうふうなことは難しいのが実態でございます。

【片桐委員】 ありがとうございます。

そうは申しましても、特命随契で補修の契約をしていく中では、それぞれの補修内容と価格の妥当性みたいなものを、予定価格をつくる段階でいろいろ見極めていらっしゃると、そういったことになるのでしょうか。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 そうです。補修工事の施工前にまた内容自体を精査して、当初計画ももちろん照らし合わせて考えていますけれども、その場の劣化状況を見て、どれぐらいの補修費が上がるかというところは、改めて補修自体を見直して発注するという形になります。

【片桐委員】 その際に、先ほどおっしゃっていたのは、他社に見積りを取ると、それ

は補修ということではなく、補修なのかな、要は他社の製品だった場合幾らかという、そういうことなんですか。それ幾らの補修になるかと、そういった見積りを取っていらっしやると。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 そうです。自社製品相当での見積りが困難な場合は、一応、買ってくる前提になりますので、あと、ちょっと回答としては……。

【片桐委員】 そこがちょっとよくわからなかったんです。買ってくるというのは。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 買ってくるのも、提出としては許容しているものでございます。

【片桐委員】 要は、取りかえちゃうという、そういうイメージなんですかね、買ってくるという……。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 あくまで前提は自社製品でやってもらいたいので、それはそれで見積もってくださいよという指示をしますけれども、出せない、できませんよと言った場合は、じゃあ、商品仕入れ価格として入れてくださいという形で入れています。

【片桐委員】 なるほど。大体その出てくる見積りというのは、新規取得価格で出てくるものなのでしょうか。それとも、補修金額で出てくることが多いのでしょうか。まあ、ケース・バイ・ケースなんですかね。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 そうですね、ケース・バイ・ケースですね。

【有川部会長】 かなり情報システムと同じような一大仕掛け品になっているんで、本体の工事の費用と後の補修工事の費用ってどのぐらいの割合になると考えたらいいか。これは規模にもよると思うのですけれども。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 本体工事は50億です。

【有川部会長】 改修工事で大体どれぐらいかかるのでしょうか。通常こういったものだと。

【下水道局 川田砂町水再生センター長】 こちらで事前に集計していた値は16年ぐらいだったのですけれども、25年ですと25億。25年というのは、焼却炉を一般的に使い始めて廃止する予定までが25年と当局では考えているのですけれども、それぐらいで考えています。

【有川部会長】 ざっと1年1億ぐらいの感じなんですかね。本体工事の時に競争して、そここのところかなり安く入れて、後で補修工事のほうで取り返しするといっても、結構時間かかる話なのですね。これは、総合評価ではやっていないでしたかね。

【下水道局 川村施設保全課長】 総合評価ではありません。

【有川部会長】 すみません、本体工事の時は。

【下水道局 川村施設保全課長】 競争入札でございます。

【有川部会長】 価格競争なんですか。

つまり、本体工事をとれば、後の補修工事もとったと同じような状況になるのであれば、

先ほど来議論がありましたように、やはりライフサイクルコストを頭に置いた総合評価をするのが普通なんでしょうけれども、下水道関係ではやられていないのですかね。

【下水道局 川村施設保全課長】 そうですね、やはり情報システムと違いまして、この炉の運用につきましては、恐らくメーカーよりも我々のほうがノウハウがあるというのが、やはり東京都が一番汚泥を燃やして運用しておりますので、補修費についても我々のほうが大体このぐらいかかるだろうという計画は、メーカーよりもある程度我々のほうがノウハウを持っている状態でございますので、そういった意味では、いわゆるシステムのような最初入ったから全部メーカーの言いなりになるということは、比較はちょっと違うかなというふうに我々自身のほうも常に的確になるように、そこら辺は留意しながら運用はしております。

【有川部会長】 都のほうがそういうノウハウが優位にあるのであれば、先ほど事業局の方からお話があったと思うのですけれども、メーカーが決まった時に、その後の補修全体計画を提示してもらおうというふうなお話ありましたけれども、つまり本体工事の時にそれを納入した後の全体のその補修計画というものが最初の提案で業者を決める参考資料として考慮に入れられないものかなという、価格だけではないのですけれども、どれだけ効率的に改修していくかという全体計画と、それにコストがどれだけかかるのかというのを業者を選定する際に考慮に入れられないのでしょうか。

【下水道局 川村施設保全課長】 おっしゃることも分かるのですが、実際には我々ちょっと機能発注という形をとっております、これ発注の話なので、ちょっと今回とは異なるのですけれども、300トンでこのくらい目安という、CO2はこのくらいですとか、そういった機能をやって、発注した後に我々のほうでメンテナンスも含めて業者さんと詰めていって、システムを一緒につくり上げていくという作業が出てきます。その時に、我々のほうからメンテナンスも考えて、ここの厚さはもう少し厚いほうがいいよですとか、そういったのも含めて協議しながらシステムをつくっていきますので、最初に入札の時にメンテナンス計画というのを出示してもらうのとはちょっと合わないかなというのが、今の我々の実態の発注の仕方でございます。

【有川部会長】 そういった面も考慮に入れた総合評価で業者を選ぶということは、理屈としてはあり得るのですよね。無理ではないのですよね。実際に行われていないのでしょうか。

【下水道局 川村施設保全課長】 今は行ってはございませんで、無理ではないのは先生がおっしゃるとおりでございます。

今、実態として我々は機能発注ということで、機能をもとに価格で勝負させていただいて、その価格でもって後は我々の発注要件と向こうのあれを擦り合わせて、我々と向こうで一緒につくり上げていくという形をとっておりますので、今の形態を我々がベストというふうに考えているところでございます。

【有川部会長】 やり方を見直すというのは、大変大掛かりな話になるのだろうと思い

ますので、ほかのすみません、委員の意見も聞きながらちょっとまとめたいと思いますので、どうでしょうか。関連してでも関連していなくても結構ですので、ほかに委員の意見がありましたら、どうぞお願いします。

【飯塚委員】 修理の契約だけ議論していてもしょうがない。やはり、本体工事の時に将来の修理は、どこの会社でも対応できるような仕様にしていく。そうしないとずっと今の状態がそれこそ50年、100年続いちゃうような気がするんです。

だから、本体工事の時に中はリバーシブルにいろんな会社が参入できるような仕様を皆さんが考えていくというようにしない限り、この話は終わらないような気がします。ご検討ください。

【有川部会長】 今回の点も重たい話だと思うのですけれども、どうでしょうか、検討…。

【下水道局 川村施設保全課長】 おっしゃる話もわかるのですが、我々としてもやはり統一化するとすると我々のほうで仕様を決めて、それで発注するとか、誰でも使えるようになりますと、やはり逆に今この汚泥焼却システムはまだまだ進歩の度合いが非常に激しいものでございまして、どんどんこれから省エネ、そういったものも求められている分野でございまして。

我々のほうである程度統一できるのは、今技術的にもうある程度固まったシステムは割と、システムというのですかね、設備はそういったのが可能なのですが、ちょっとこういった技術革新が激しいものについては、ちょっとそこは難しいというのが実情ではございます。

【飯塚委員】 でも先ほどは、メーカーをリードする立場にあるのが都だとおっしゃったのではないですか。

【下水道局 川村施設保全課長】 そういった意味で、運用ですね、運用については、我々のほうで焼却、一番燃やしてございまして、一番処理もしているということではございますので、メーカーさんに今度はこのぐらいのレベルでつくってほしいとかということは、いろいろ新技術開発も含めて、やらせていただいているところで。そういったのも我々としては、性能要件をお示しして、中の組合せの部分は、メーカーさんがそれぞれ競っていただいて、やっていただくというふうな形になってございます。

【飯塚委員】 だから、繰り返しになります、今のやり方を踏襲していたら、それこそ50年経っても同じことになりまよと申し上げているのです。

だから、それを変えていくために下水道局として、もうちょっと知恵を出したらいかがですかということなんです。

【下水道局 川村施設保全課長】 こちらもちょっと繰り返しになってしまいますが、汚泥処理焼却設備というのは、汚泥焼却システムを受注者に任せる、システムづくりは任せるという現在の発注方法が局としては相応しいと考えておりますので、導入後の補修工事は、設置メーカーとの随意契約、これは必要なものだろうというふうに今我々のほう

では考えております。

【飯塚委員】 どういうシステムにするかは、都が決めることなんじゃないんですか。

【下水道局 川村施設保全課長】 要件は都のほうで決めます。300トン炉ですとか、そういった要件は我々のほうで決めます。

ほか、沈砂池機械設備ですとか、そういったものについては、先生おっしゃるようになるべく標準化して、仕様書で公開して、競争できるような形を我々も目指しておりますが、ちょっとこの焼却システムのように技術革新が激しいものについては、逆に我々で標準的などころまでは、構造ですとかシステムについてこうしなさいというところは、そこはメーカーさんに競っていただくところという形で今やっておるところですので、繰り返しになってしまいますが、そこでとったところが補修工事を特命随契になってしまうというのは、今現在では必要というふうに考えております。

【有川部会長】 時間の関係もありますので、ここでこれまで議論になったやつを簡単にすみません、部会としてまとめさせていただいて、ほかに委員から補足がありましたら、補足していただくと。

今回は、改修工事がメインですけれども、本体工事の話ということで、やっぱり本体工事のところ適切にほかの者が参入できるような形をとらないとそのままずっと補修工事引きずっていく可能性があるという問題意識がみんな共有されておったんだろうと思います。

本体工事については、今たまたま都のほうのこれまでのやり方として、下水道関係の全ての工事について全く標準化とか、あるいはそのほかの者が参入できないような形でやっているのではないということで、工事の内容に応じて標準化の工夫がなされているということでもありますので、本件のようなその汚泥焼却設備は、技術革新が非常に激しいということなんですけれども、仮に激しい分野であったとしてもそうでなくて、標準化が既に図られている分野であったとしても、できるだけその本体工事のところではほかの方が参入できるような仕様の標準化などを適切にさらに進めていっていただきたいという、抽象的な話で大変申し訳ないんですが、それを進めていっていただきたいというのと、本件で一番議論になっていきます補修工事についてでありますけれども、補修工事については、恐らく今の話でいくとこういうような焼却設備関係については、どうしても最初の本体工事をやったところしかできないということなんですけれども、であるとすれば、きちんとそうであるという特命随契理由を外にわかるように適切に説明していただいて、開示していただくというのとあわせて恐らく本体工事のところ安くって、補修工事のところ取り返されることのないように、補修工事のところの価格の適正性というのが非常に重要になってくると思いますので、これまで話が出てきました他社が入ってきた時に、他社から見積りをとった時に、自社製品であればというようなことをやっても恐らくこれは本体工事をやったところよりは安くなることはないと思いますので、やはり補修工事の価格の適正さを図るためには、本体工事をとった業者の補修工事の見積りをきちんと検証できるように

仕組みをとってもらう必要があるんだろうと思います。

ということで、ちょっとやや散漫的なあるいは抽象的な話になったかもしれませんが、本体工事のところでのより改善点と、それから補修工事における特に特命随契の理由の開示とそれから価格の適正性の確保について、さらに注意していただきたいということで部の意見としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 ほかに追加の意見がありましたら。

飯塚委員よろしいですか。

【飯塚委員】 はい、結構です。

【有川部会長】 それでは、長時間ありがとうございました。

大変時間が押していて申しわけないんですけども、5番目の案件に入らせていただきたいと思います。

(下水道局職員退室)

(福祉保健局職員入室)

【有川部会長】 では、福祉保健局の建築工事についてよろしくお願ひいたします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案5の事業所管局である福祉保健局の出席者を紹介させていただきます。

【福祉保健局 野村契約管財課長】 総務部契約管財課長の野村と申します。よろしくお願ひいたします

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 生活福祉部事業調整担当の柳沼と申します。よろしくお願ひいたします。

【福祉保健局 山田保護課課長代理】 生活福祉部保護課課長代理の山田と申します。よろしくお願ひします。

【武田電子調達担当課長】 それでは、議案5をごらんください。高落札率事案として抽出されましたもので、件名は自立支援センター渋谷寮改修工事でございます。

本件は、特命随意契約にて契約を行ったものでございます。

工事の概要につきましては、2ページ目のおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございました。

それでは、各委員質問・意見がありましたら、よろしくお願ひします。

【片桐委員】 ちょっと参考までに教えていただきたいんですが、この施設の所有者である株式会社エムエスケイというのは、どういった会社なのか教えていただけますでしょうか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 株式会社エムエスケイとは、渋谷区で簡易宿所を経営していた事業所でございます。

簡易宿所というのは、旅館営業法で言いますところの多数の人を共有で収容するような

施設で、具体的に言いますとお部屋、相部屋のところで共有のトイレとか洗面所とかお風呂というようなイメージなんです、そういった簡易宿所を営業していた会社でございます。

それで、主に受け入れている利用者というのが生活保護の方やあるいは日雇い労働者という低所得の方を対象にこういった旅館業を、恐らくなんですけれども平成13年ごろから営んでいたところでございます。

【片桐委員】 東京都以外でもやっていたらっしゃるような業者さんですか。東京都だけですか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 私どもが把握しておりますのは、渋谷区で1カ所、銀扇閣というのをやっているというのを把握してございます。

【片桐委員】 じゃあ、そしたら手広くそれをやっているという業者ではないということでしょうか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 はい、そうです。

【片桐委員】 ありがとうございます。

今回この案件なんです、この所有者であるエムエスケイの指名によって、コーナン建設が改修工事をしたということなんです、相見積りがないということで、金額の妥当性をどのように検証されたのかということをご教示いただけますでしょうか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 この改修工事に当たっては、事前に平成29年度に実施設計の業務委託をするために競争入札で森建築事務所というところにこの改修工事の図面の作成と適正な経費の内訳の依頼をいたしましたところでございます。

それをベースに適正な価格に基づいて、コーナンと契約をするよう運んでいったというのが経緯でございます。

【片桐委員】 一般的には随意契約なので、2社以上の相見積りをとるという規定になっているかと思うんですが、それをされなかったというのは、なぜなのでしょう。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 ベースとしまして、その銀扇閣、株式会社エムエスケイと賃貸借契約を結んで、この自立支援センターをつくることになっているんですが、その事前にエムエスケイ、オーナーの指定する業者に改修工事をするというのは賃貸借契約の条件になっていたということが1つ背景にあるのと、先ほど申しましたとおり29年度に森設計事務所に適正な経費内訳を出していただくために委託をしたという背景の中で、所管としては、そこで確認ができるのであろうと考えたのと、その中でコーナンから取得した下見積りについては妥当と考えて、それを予定価格と設定して手続をしたというところでございます。

【片桐委員】 この案件に関しては、かなり例外的な取り扱いになっているんじゃないかと思えます。こういった例外的な場合にどのように金額の妥当性を検証したのかというのがかなり重要な論点になってくるんじゃないかと思ひまして、やっぱり具体的なその検証したエビデンスというのを残しておいたほうがいいのではないかというふうに思ったと

ころなんです、これを具体的な、要は設計事務所が見積もった項目と実際コーナン建設が出してきた項目というののずれみたいなものがどういうふうにあって、どこがどういうふうに違っていたというのを事務的に今回ちょっとつくっていただいたのは、今いただいているんですが、むしろこれは契約の際に随契の説明書類として重要な役割になるんじゃないかなというふうに思いました。

今、担当者が交代されていらっしゃらないということなんです、そのこのそういったこういう例外的な取り扱いをした場合のエビデンスの残し方です。細かいことは規定にはあれを残せ、これを残せというのではないと思いますけれども、今回の場合はやっぱりかなりそこはシビアに考えるほうがいいんじゃないかなというふうに思ったんですが、書類のほうは今残っていないということで、具体的なそういう検証をされた書類は残っていないということでもよろしいのでしょうか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 書類のほうは申しわけないんですが、残っていない状況で、その資料をつくったのは、我々ちょっとピックアップをさせていただいて、こういうところが抜けて足されているなというのをピックアップして例として整理させていただきました。

【片桐委員】 ——（非公表部分）—— 東京都としてやっぱりそういったエビデンスをきちんと残していただくということがとっても今回案件では重要じゃないかなというふうに思いました。

基本的にルールではざくつとした書き方しかされていないですけども、やっぱりちょっとこういった特別気を使わないといけないような案件に関しては、ちょっとそのあたりのところに気を配っていただけたらなというふうに思いました。

【有川部会長】 ほかの委員はありますでしょうか。

【飯塚委員】 1億8,399万というのは、これはコーナンが出した下見積りの金額なんですね。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 はい、そうです。

【飯塚委員】 それから、当初設計で1億8,122万とあるのは、さっきおっしゃっていた森何とかというところのもの……。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 森建築事務所。

【飯塚委員】 その森建築事務所の1億8,100万というのは、都の単価とか歩掛とかを使ったものですか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 森さんは、市販されている刊行物、建設物価を参考に積み上げたのと、それに載っていないものについてはおおむね3者見積りをとって積算をさせていただいております。

【飯塚委員】 なんで都の単価表、歩掛を使わないんですか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 すみません。申しわけないです。

内部の調整の中で、局内に工事係というのものがあるんですけども、この案件について

は、いろいろな事情といいますか、そもそも民間の建物なので、都の建物ではないので、対象にしないという整理が一番スタート時点でありました。

なので、その段階から都のほうの技術職のチェックは入らないという整理の中で所管のほうで我々実は事務職だけです。設計会社も入れて、民間の一般の市場価格というところをベースに積算をしていただいたというのが事実でございます。

【飯塚委員】 最初の決めがいま1つおかしかったですね。都がする契約なんですから、それはいろんな事情があるかもしれないけれども、甲乙の甲は東京都なんですから、東京都の契約において都の単価なり歩掛を使わないことにしたということ自体がおかしいでしょう。

だから、この森事務所の1億8,100万というのが、その客観性、客観的なものなのかどうか、その検証ができないです。そうでしょう。

森何とか事務所がこういう数字を出してきたというだけであって、だから1億8,100万が妥当で、それから200万ぐらいふやしたコーナンの下見積りも妥当なんですよという説明は、成立しないと思いますよ。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 森設計からいただいた内訳の備考には、例えば建設物価何ページというのは全部書いていただいているんですね。その3者見積りも全部都に提出はいただいているんで、我々としては客観的に適正性というのは確保できていると考えているところでございます。

【飯塚委員】 そんなこと言うんだったら、東京都の契約みんな建設物価でやればいいじゃないですか。そうじゃないでしょう。

この話というのは、コーナンが出してきた下見積りに100%乗っかっちゃったわけなんだけれども、それが本当に都民が見て正しい根拠のある数字であったのか。

今のお話だと森事務所が出してきたものなんだということだけのことですから、何でそのところで東京都の通常やり方をしなかったのか。そこが不思議ですよ。

———（非公表部分）———

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 すみません、時間が答えるのに要してしまいました。

先生おっしゃるところもあるかとも思いますが、現実的な事務の進めている中で我々としては、都の工事係の所管の協力というか、そういうのがない中で進めざるを得ないというのが現状だったということが申しわけないんですが、その中で精いっぱい適正な価格というものを探るために森設計会社を入れて、建設物価等刊行物の中で説明できる、説明し尽くせるような根拠というのを用意したというのが現状でございます。

【飯塚委員】 そちらの部に専門の工事屋さんがある部署もあるんでしょう。福祉保健局のほうに。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 局の中にありますが、部にはいません。

【飯塚委員】 ですから、福祉保健局のそういう歩掛単価のわかるセクションにもう一

度見てもらったらいんじゃないんですか。

それで、差が出てくるのか、出てこないのか。そういうことでもしない限りこの1億8,000万というものがどの程度かたいものなのかがわからないと、そう思いますけれども。

【有川部会長】 ちょっと、すみません、私が口挟んで申しわけないんですけども、事実関係ちょっとだけ確認させていただきたいんですが、エビデンスがかなりないという、この中に予定価格調書もあるんですか。予定価格がどこに書いてあるのかちょっとわからなくて。予定価格はどの文書に書いてあるんですか。

【荒山契約調整担当課長】 すみません、今回の資料の中では、予定価格がわかるものとしては、最初の資料1に5つ案件がありますが、そこに予定価格が記載されております。

これは、コーナンさんから出てきた下見積りを予定価格に設定しているということで、100%というふうになっています。

【有川部会長】 採用金額というところを指しているんですか、今の予定価格というのは。

【荒山契約調整担当課長】 この横表の予定価格という欄があります。そこに記載されているものでございます。

最初の資料1ですね。別で置かせていただいているこういったペーパーがあるかと思いますが。

【有川部会長】 これ予定価格か。じゃあ、これは加工した資料ですよ。原資料は予定価格を内部で決裁していないんですか。そういう意味でエビデンスがないということですか。

予定価格表がこれは技術者がチェックするしないではなくて、契約管財課という事務系の方たちだって予定価格をみんなで決裁するんだらうと思いますが。その予定価格の決裁書類が見当たらないんですか。

【荒山契約調整担当課長】 当然、内部での手続として起工書というのをつくりますので、その中で間違いなく決裁として東京都の予定価格ということでの積算、予定価格ということでの位置づけは行っております。

今回のペーパーの中では4ページのところに記載しているもの、その二次資料って確かに当たりますので、おっしゃっていた経過につきましては、今日はつけていない。

【有川部会長】 原資料にはないんですよ。

【荒山契約調整担当課長】 この中には入っていないというところですよ。

【有川部会長】 本当に予定価格がこの金額なのかどうかがよくわからないんですよ。

【荒山契約調整担当課長】 ですので、それは起工書の中で意思決定とっているというところがございます。

【有川部会長】 それを必ず見せていただきたいですけども、エビデンスがないのか、あるけれども、ここにひっついていないのかということなんで。

【荒山契約調整担当課長】 それはありますので……。

【有川部会長】 一番大事なところですよ。予定価格が幾らだったのかというのと。

じゃあ、この資料としてはついている採用金額というのは、これはまさに業者の出してきた見積りなんで、予定価格と札を入れたやつとたまたま一致したということで落札率100%として整理されているわけですよ。

【荒山契約調整担当課長】 おっしゃるとおりです。

【有川部会長】 だから、その予定価格をどうやって立てたのということの議論がまたあるんだろうと思いますけれども。

最終的に業者の言うとおりの価格が出してきた見積価格が予定価格と一致したということなんですけれども、その予定価格がどうやってつくったのかがよくわからない。

【荒山契約調整担当課長】 相手方から出てきた下見積りと予定価格が一致したということではなくて、相手方から出てきた下見積額をこちらとしては妥当なものというふうに、内容を精査して判断をし、予定価格として設定したということでございます。

【有川部会長】 じゃあ、このコーナンさんから出てきてる採用というスタンプが押しであるこの金額は、予定価格をつくった後の業者から出てきた見積りですか。これは。

【荒山契約調整担当課長】 これは、予定価格をこちらのほうで決定をし、見積り合わせというような正式に見積り合わせというような行為を行います。そこで出てきた金額が当初相手方から出てきていた下見積額と同じ価格を相手方が本番の見積り合わせの中で同じ数字を入れてきたということで、ここで私どものほうの予定価格以下ということで採用ということになっています。

【有川部会長】 先ほど来の議論と重なるんですけれども、要は通常であれば下見積りが上がってきて予定価格をつくる時には、それなりの専門家たちが価格をチェックして、その業者の下見積りが妥当かどうか、予定価格をそのまま採用していいかどうかということを検証するんですけれども、それを森事務所にやってもらったというふうな理解でよろしいですか。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 そうですね。森事務所のほうで内容の適正性を確認した上で、起工書というものを作成し、内部の決裁をとったということでございます。

【有川部会長】 つまり、内部で業者の出してきたコーナンさんの出してきた下見積りがそれぞれ工種ごとに妥当かどうかのチェックは、この福祉保健局のほうではやる部署がないということなんですか。業者にやってもらわないとわからない。

【福祉保健局 柳沼事業調整担当課長】 先ほどの繰り返しになりますが、現実的にチェックするセクション、そういった専門的なセクションと連携していない状況でありまして、我々として確定しないといけないという現状の中で設計事務所さんのお力をかりたいということになります。

【有川部会長】 恐縮ですけれども、エビデンスがないというのは、どの辺……。

【片桐委員】 経緯がわからないんですね。当初、こういうのがコーナンから出てきま

した。結局どういうふうな経緯をたどってすり合わせてここまで来たかというところが抜けているんですね。そこが結構重要な証拠書類になってくるので、それがあつたのとないとは、ちょっと大違いなのかなと思う部分なんです。

お話でそういうことをやられたというのは、理解できたんですが、書類、証拠として残っていないので、それ第三者に対抗できない部分なのかなとも思っています。

【有川部会長】　　そうすると、話は飯塚委員の話に戻っていくんだけど、そうするとやっぱりこの金額が妥当なのかを行政機関側のほうできちんとチェックしているタイミングがないわけですよ、これまでの中で。

だから、もう1回検証してもらわなきゃ困るという話になるのではないかと。

今言われたように一連のこの手続のところについてのエビデンスがなくて、そこが検証できない、検証できないだけじゃなくて、そういった手続であったという説明のもとでの金額について、設計事務所、建築事務所ですか、そこにやってもらっているというけれども、客観的にそのエビデンス一連の中で、本当にこれは妥当なのかどうかをもう1回検証しないとだめでしょうというのがこの部会での共通した認識なんですけれども。

【片桐委員】　　今ある書類だけ見ると、コーナンから出てきたものをそのまま予定価格にしちゃっているかのような見え方になっちゃっているということ。

【荒山契約調整担当課長】　　そうですね。先生おっしゃるとおり先ほど来ご説明していますが、相手方から出てきた下見積額、それから私どものほうで設計事務所をお願いしていた設計価格、それが技術部隊の職員がいなくてできる限り客観的な対応をとろうということで今ほかの3者から下見積りとったりして、できる限りの対応をしたというふうに考えています。

おっしゃるとおり、相手方から出てきた下見積額をそれが妥当だということで私どものほう、お願いしていた設計事務所に対応を依頼しつつ、価格の妥当性を確認したということが実態でございますので、先ほど来、先生がおっしゃっているとおり、その経緯、その部分をしっかり状況として補足できるようなものをもっておくべきだったというのは1つの反省点があるのかなというふうに思いますので、その辺の今後の契約の手続の中では生かしていきたいと考えています。

【有川部会長】　　そうですね、今おっしゃられたように今後の見直しはぜひお願いしたいのと、今回の審議している案件の金額が妥当なのかどうかを……。

8月10日見積り合わせ日というのはこの書類のことですね。

【福祉保健局 野村契約管財課長】　　早まりまして、見積り合わせ10日というのを予定で出しましたが、業者のほうから早く来て3日に来ましてというところがあります。予定価格決定する段階では10日見積り合わせという日程を設定していましたが、業者のほうから早く3日に出してきました。

【有川部会長】　　その日付はいつなんですか。その予定価格調書がつくられた日。

【福祉保健局 野村契約管財課長】　　8月1日です。

【有川部会長】 8月1日、じゃあ、日付的にはちゃんと時系列があっているということなんですわね。わかりました。ほかの委員にも。

じゃあ、時間の関係もありますので、まとめさせていただきます。

同じことを繰り返し言うことになって恐縮なんですけれども、非常にイレギュラーなケースなんで、こういう施設を探すのにご苦労はなされたと思うんですけども、ただ手続としては、なかなかイレギュラーなケースなんで、こういったものはどういうふうな手続で行われたのかということをちゃんと検証できるようにちゃんと一連の手続の書類を、エビデンスをちゃんと残しておくということが求められる、本件についても求められるし、今後についてもそういったものをぜひ念頭に置いていただきたいというのと、それから本件についての金額の妥当性が今のままだとちょっと検証できないので、ぜひ担当部局の方でこれを担当部局というか、専門的なポジションにいる方でこの業者に支払った金額が妥当なのかどうか再検証していただきたいというのが当部会の最終的な結論としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 じゃあ、長時間ありがとうございました。本件はこれで終わりたいと思います。

(福祉保健局職員退室)

【有川部会長】 5つの案件終わりました。個々の案件ごとに本当は知事への具申する案に相当するかどうかをお諮りしなきゃいけなかったんですが、まとめてすみません、お諮りしたいと思います。

なかなか、難しい悩ましい問題もあったんですけども、特に一番目の案件は後の案件を審議した後でと若干ペンディングしたところがありますけれども、トータルとして具体的にこの案件についてこうしてもらいたいという具体的な具申は知事へ具申する事項はないという結論でよろしいでしょうか。

そのかわり、その案件ごとにいろいろ注文といいますか、今後の改善点を申し上げましたので、その点については是非対応していただきたいと思います。

ちょっと具体的に何番目が特に大きな問題だったかというのは、すみません、この後事務局のほうで私のほうがちょっと散漫な説明しちゃいましたけれども、今までの5つの案件についてこの部会としての意見として述べたものをすみません、もう一度簡潔にまとめて報告していただければありがたいと思います。

それをもって、部会としてのきょうの具申事項以外の個別の意見として申し添えるということにしたいとも思いますので、よろしくお願いします。

【岡村契約調整技術担当課長】 ありがとうございました。本日は、全部で5件をご審議いただきました。

それでは、案件ごとにどのような意見があったのかというのを振り返らせていただければと思います。

まず、議案1につきまして木根川橋長寿命化工事（その8）についてです。

こちらのほう、概要は一般競争入札で希望者、応札者ともに1社で落札率が99.9%と、建設局の橋梁の補強工事の案件でございました。

まず、多くの橋梁がある中でどのように工事対象を選ぶのかという質問があつて、その長さですとか、重要路線に係る橋、それから立体交差橋などを選んでいるとの説明がありました。また、本件がその8ということで、何年も発注している中でなかなか人気がないと、今回は1社しか手が挙がっていないというところで、任意選定をしなかった理由についてのご質疑がありました。それについては一般競争入札であるため任意選定をしない旨、また総合評価方式であるので、任意選定をしない旨の回答をさせていただいた上で、総合評価方式で任意選定しない理由について説明をさせていただいたところでございます。

それにつきまして、総合評価よりも希望制入札で任意選定したほうがよいのではないかという委員の質問に対しましては、総合評価というのは、価格だけでなく、技術力を評価して品質の確保を重視して行っているということでもありますので、これについてはそれを踏まえて総合評価を行っているという回答をさせていただいたところでございます。

また、入札参加者を増やす取り組みについて何かあるかというご質問に対しまして、事業局のほうから国がこれ河川管理している川なので、事業者が行う協議について発注者としても助けていきたいとの回答を行い、あわせまして、工期をできる限り余裕を見るところのような取り組みも行っていきたいという回答をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、こちらは以上のようなご意見がありましたが、特に宿題等はいただいていないという案件でございました。

続きまして、議案2でございます。こちらは平成30年度あけみ橋耐震補強工事です。こちらでも一般競争入札で希望者が2者、応札者1者、落札率が99.5%、これは港湾局の同じく橋梁補強工事の案件でございました。

こちらにつきましては、まず耐震補強を行う優先事業についてご質疑があつたので、事業局のほうから緊急輸送道路などのご説明をしてございます。また、辞退理由を見ると、技術者不足がほとんどだけれども、本当なのか、裏づけが必要なのではないかというご質疑に対しまして、民間工事の受注状況ですとか、企業の事情もございまして、裏づけまで求めるのは現実的ではないとの回答をしてございます。

また、こういうことを求めることによって、手が挙がりづらくなるという事情もあるので、都としては裏づけまでは考えていないという回答をさせていただきました。

また、こちら低入の案件でございまして、1回目の発注が低入である一方で、2回目の発注では高く応札されているが、こちらについての分析についてもどのように行っているかというご質疑がありました。

こちらにつきましては、1点目は、この工事については多くの関係者との工事調整が必要な案件でございます。そのため、非常に事業調整に手間がかかるため、落札率が高くなったという回答をしてございます。

また、2点目については、1回目の不調の後、事後に価格のほう公表されておりますので、それを参考としつつ履行可能な価格で応札したのではないかと回答をさせていただいたところでございます。

また、議論の中でそういった話から低入調査を辞退しておきながら2回目に希望して応札するのはいかがなものかというご意見がございました。

あわせて、このようなケースが多いかどうかをきちんと調べてもらいたいと。その上で多いのであれば、低入札を辞退し、次の入札に参加できる仕組みに対して検討すべきではないかと、こういったご意見を頂戴したところでございます。

以上が議案の2でございます。

続きまして、議案の3でございます。平成30年度新海面処分場Dブロック東側護岸地盤改良工事でございます。

こちらは、希望制指名競争入札で希望者1者、指名者10者いたにもかかわらず、応札者が1者で落札率が99.2%という港湾局の護岸の地盤改良の案件でございました。

こちらは、任意選定しているにもかかわらず、辞退しているというのを踏まえまして、希望制競争入札について任意選定のあり方についてのご質疑があり、それについて処理船を保有していることと、現在希望している方、それから落札直後の事業者、こちらを外して選定をしているということとあわせて、都内本店を中心に優先に選定をしているという回答をさせていただいたところでございます。

あわせて、1者しか希望がないのはどう分析しているのかという本件についての質疑がございました。事業局からの回答といたしましては、この本工事についての地盤改良工事は、施工に非常に困難性があるということからなかなか手が挙がりづらいのではないかと回答をさせていただいたところでございます。

また、ご質疑の中で工期が年度末に集中していて、これも手が挙がらない理由ではないかというご意見がございました。事業局のほうから平準化での取り組みの説明をした上で、今後事業を発注するに当たっては、平準化を勘案しながら、取り組んでいくという回答をさせていただいたところでございます。

最後に、先ほど申し上げた1者希望で任意選定を行った事業者の方が辞退をするケースが多いということについて、まずはなぜ1者なのかを原因分析をきちんと行って、入札参加者を増やす取り組みを行ってもらい、競争性を高めてほしいというご意見がございました。

あわせて、希望制指名競争入札の任意選定のやり方を検証して適切な運用を行ってもらいたいという意見がございました案件でございました。

続きまして、議案4の東部スラッジプラント汚泥焼却設備3号補修工事についてです。こちらは、特命随意契約、長期継続事案の下道局の焼却設備の案件でございました。

こちらにつきましては、まず特命理由につきまして、この事業者しかできない理由についての質疑がございまして、事業局から回答をさせていただいたところでございます。

また、実態として本体工事を発注する際に補修工事を考慮して発注することはできないのかというご質問をいただきましたが、汚泥発生量は天候等により大きく変動するもので、汚泥発生量の変動により焼却炉の劣化状況にも影響が出ることから、入札時点で耐用年数期間中の補修工事を考慮することは難しいのではないかとこの事業局からの回答をさせていただいたところでございます。

あわせて、特命随契ですので、特命内容、それから価格の妥当性についてはちゃんと行っているのかというご質問がございまして、事業局のほうから劣化状況の調査等を行ってあわせて他のメーカーから見積りをとって価格の妥当性についても精査を行っているという回答をさせていただきました。

ご質問の中で、本体工事を受注すれば補修工事も受注できるということから、本体工事を価格競争ではなく、総合評価方式というのはやる可能性はあるのかというご質問をいただいたところでございます。

回答としましては、総合評価方式やることは可能ですけれども、事業者が決まった後に各メーカーと打ち合わせを行って、システム構築をしているので、本工事については総合評価方式は馴染まないという事業局側からの回答があったところでございます。

まとめといたしましては、補修がどの事業者も今後できるように検討を行ってほしい、そのために本体工事においても仕様の標準化がなされるように検討をしてほしいという意見がございました。

あわせて、補修工事につきましても、特命理由をちゃんと適切に明記をして都民にわかるよう公表してほしいという意見、また価格についても引き続き精査を行ってほしいという意見がございました。

以上が議案4の案件でございます。

最後、議案5でございます。自立支援センター渋谷寮改修工事でございます。

こちらは、いろいろ議論がございましたが、まず一番重要だったのが、価格の妥当性を確認する経過のメモが残っていないのかという質問があり、残っていないという事業局からの回答に対して、都としてはこうしたエビデンスを残しておくことが都民に対しても重要だという先生からご意見を頂戴いたしました。

また、予定価格の適正性について、議論がなされたところでございますが、事業局としては、設計事務所に協力を行ってもらった上で、予定価格を設定しているということから、最後のまとめとして2点ございました。

手続は、こういったイレギュラーなケースについては、経過についてはきちんとエビデンスをちゃんと残しておくべきだというご意見をいただいたのとあわせて、予定価格の適正性については、ちゃんと担当部局で専門的な知見から再チェックをするようにという意見があったところでございます。

雑駁ですが、以上が5件についての概要でございます。

【有川部会長】 どうもありがとうございました。たくさん内容がありましたのに適

切にまとめていただいております。ありがとうございます。

最終的に議事録の時には、各委員の共通した意見として述べた部分を当部会としての知事に対する具申事項はないけれども、それぞれの個別の案件について1番を除いて当部会としての意見を述べた部分としてまとめていただければと思います。

さて、ほかの委員、今の説明について何か補足したり、何か変えたりする必要がある部分ありますでしょうか。ありましたら、よろしいですか。

(異議等なし)

【有川部会長】 それでは、今の私が最後に言ったのを踏まえて、議事録まとめていただければありがたいと。よろしく願いいたします。

それでは、本日予定されておりました議事は全て終了しました。

最後に何かご発言ありましたら、委員のほうから、どうぞよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【有川部会長】 かなり、時間がたってしまいましたけれども、最後に事務局のほうに進行を戻したいと思っております。よろしく願いいたします。

【新田見契約調整担当部長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。

委員の皆様方には、長い時間にわたりましてご審議をいただきましてどうもありがとうございました。

また、委員の皆様には今後も引き続きお忙しい中ではございますけれども、ご協力をいただくことになっております。よろしくご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日はまことにありがとうございました。

——了——